

ダライラマ政権の東チベット支配（1865–1911）

中蔵境界問題形成の一側面

小林 亮 介

（日本学術振興会特別研究員・筑波大学）

The Dalai Lama Government's Rule of Eastern Tibet (1865–1911) History of the Boundary Problems between China and Tibet

KOBAYASHI, Ryosuke

JSPS Research fellow, The University of Tsukuba

The Simla Conference (1913-1914) was highly significant because its main topic of discussion was the political status of Tibet after the collapse of the Qing dynasty, and more specifically, the boundary problems between China and Tibet over Eastern Tibet. Therefore, many scholars have examined this conference from the perspective of diplomacy and political history. However, few studies have examined the fundamental problem of how China and Tibet were ruling Eastern Tibet during the Qing era. The purpose of this paper is to examine the Dalai Lama Government's rule of Eastern Tibet from the mid-nineteenth century. Using documents written in Chinese, English, and Tibetan, I will clarify the historical process of these boundary problems from the perspective of regional history.

In 1865, the Dalai Lama Government suppressed the conquest of Gonpo Namgyal (Tib. *Mgon po rnam rgyal*), the powerful indigenous leader in Nyarong (Tib. *Nyag rong*), who had caused extensive damage to several neighboring indigenous leaders who had been incorporated under the Qing dynasty's Native Chieftain System (Chin. *Tusi zhidu*). After this, the Dalai Lama Government not only dispatched the Nyarong Chikyap (Tib. *Nyag rong spyi khyab*, The Governor-General of Nyarong) to rule Nyarong, but also gained the authority to collect tax, implemented the draft system, and wielded judicial power for other neighboring indigenous leaders in Eastern Tibet.

Although the Qing government officially recognized the incorporation of Nyarong into the Dalai Lama government, it was unable to know the fact that

Keywords: Qing Dynasty, Dalai lama Government, Eastern Tibet, “*Tusi zhidu*” (The Native Chieftain System), Nyarong Chikyap (The Governor-General of Nyarong)

キーワード: 清朝, ダライラマ政権, 東チベット, 「土司制度」, ニャロン・チキャブ

* 本稿で利用したチベット語文献の解釈に関して、吉水千鶴子先生（筑波大学）から有益な御指摘を頂いた。ここに深く御礼申し上げます。なお、本稿は平成20年度文部科学省科学研究費（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

the Nyarong Chikyap had already established the administration system of other neighboring areas, because the Qing government had little local information about Eastern Tibet. This constituted the starting point of the boundary conflict between China and Tibet.

Afterwards, the disagreement between the Qing and Dalai Lama government over the administration of Eastern Tibet caused friction on both sides. Of course, the Dalai Lama government regarded the Nyarong Chikyap's control of the neighboring indigenous leaders as proper, particularly because the indigenous leaders showed deference to the Dalai Lama as their religious leader. Although, the Qing government regarded the Nyarong Chikyap's influence on indigenous leaders as illegal, however, it cannot help recognize the established ruling system of the Nyarong Chikyap. This is mainly because the Qing government was worried about making the relation with the Dalai Lama deteriorated in a complicated political situation at the end of the nineteenth century.

However, the situation changed dramatically when Zhao Erfeng was appointed as Border Commissioner for Sichuan and Yunnan (Chin. *Chuan Dian Bianwu Dachen*). He implemented a *New Policies* (Chin. *Xin zheng*) for the modernization of Eastern Tibet and for the security of Sichuan province; moreover, he aimed to protect Tibet against possible threats from India at the beginning of the twentieth century. Zhao considered Nyarong Chikyap's influence on the indigenous leaders as the greatest obstacle to his reform and tried to limit his power to Nyarong. Then he compelled Nyarong Chikyap to return to Lhasa in 1911; however, the Dalai Lama government was strongly opposed to his policy.

After the collapse of the Qing dynasty, confrontation over the ruling of Eastern Tibet since the mid-nineteenth century poured out at the Simla Conference. The Dalai Lama government used the results of the Nyarong Chikyap's rule in Eastern Tibet as powerful evidence to insist on Tibet's exclusive territorial sovereignty.

It can be said that a complex political situation formed in Eastern Tibet in the latter half of the nineteenth century between the Qing and Dalai Lama governments, and the Qing government's forceful reorganization was a significant factor in relation to the boundary problems between China and Tibet that were debated at the Simla Conference.

はじめに

1. 清代の東チベットの政治構造と「土司地域」の特質
2. 19世紀後半, ダライラマ政権の土司地域への進出
 - (1) ダライラマ政権のニャロン領有と土司地域支配の開始
 - (2) 清朝のニャロン「賞給」の内実
3. ダライラマ政権による土司地域支配の展開
 - (1) ニャロン・チキヤプの支配体制の実態と在地各首長の動向

(2) ダライラマ政権によるニャロン経営の背景

(3) ニャロン・チキヤプの支配体制に対する清朝側の追認

4. 清末新政と東チベット支配の再編成

(1) 「ニャロン回収」論の台頭と新政の開始

(2) 趙爾豊とニャロン・チキヤプの交渉過程

(3) ダライラマ政権の土司地域支配の終焉

5. 清朝の崩壊と境界問題の形成

おわりに

はじめに

1913年10月から翌年7月にかけてインドで開催されたシムラ会議は、清朝崩壊後のチベットの政治的地位をチベット・中国・イギリスの各代表が議論した国際会議として重要である。会議の後半、三者はチベットが中国の「宗主権」下において確固たる自治を保持するというイギリスの調停案を基礎に妥協点を模索していく。しかし、そうした中で議論の一大焦点であったものは、中国とチベット（会議後半からは、「自治権」を有するチベットとして）の政治的境界線をいったいどこに定めるのかという問題であった。そして、とりわけ過去に清朝が四川省の行政区分内の一部編入していた東チベット¹⁾における境界画定をめぐる両者の見解は大きな懸隔をみせ、この問題は結果としてシムラ会議の決裂をもたらしたのである²⁾。

これまで、シムラ会議に関しては比較的多くの研究蓄積があり、境界問題をめぐる中国・チベット間の交渉過程も詳細に検討されてきた³⁾。そして、会議の前半、中国側が清末の川滇辺務大臣趙爾豊による一時的占領の事実を主要な根拠として、かつての四川省の

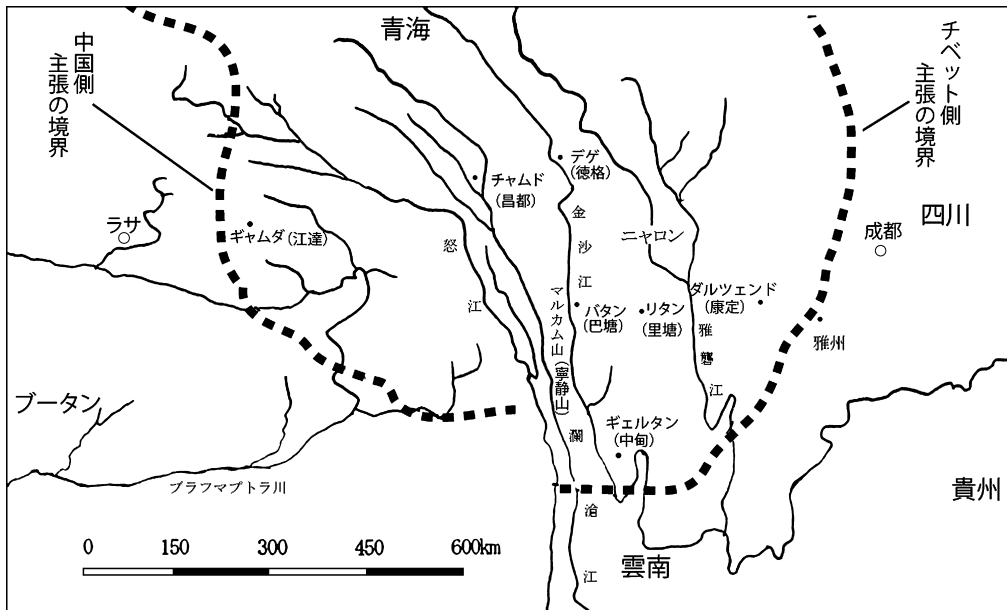
行政区分を西に大きく越えた広範囲に渡る境域を主張したこと、一方のチベット側は、過去における東チベットに対する徴税事務・官僚派遣・寺院管理などの実態を証明するための多くの資料を用いつつ、チベット人居地域一帯の領有権を主張したことが確認されてきた（図版1⁴⁾）。しかし多くの研究は、交渉の具体的経緯やその背景にある国際関係、チベットの国際法的地位、中国のチベットに対する領有権の正当性の検証などに主眼を置くものであり、過去に清朝とダライラマ政権双方が東チベットにおいて実際にどのような統治を展開してきたのかという根本的な問題は、一次史料にもとづく十分な検討がなされぬまま議論が進められてきた。

一般に、清朝の東チベット支配に関する研究において、清朝は17-18世紀にチベットへと進出する過程で東チベットの各首長との間で「土司制度」を媒介とした君臣関係を構築したとされる。そして清末新政期に至り、土司・寺院の権力基盤の解体を目指す「改土帰流」を通じて土司制度は一時的再編を蒙ったと理解されている⁵⁾。しかし、一方のダライラマ政権とこれら各首長の具体的関係及びその推移に関しては、20世紀前半に東チベットが中国・チベット間の係争地となるに至っ

- 1) チベットは歴史的に、その固有の地域概念であるウ・ツァン dbus gtsang（衛藏）、ガリ mnga' ris（阿里）、アムド a mdo（安多）、カム khams（康）等の地域に分けて捉えられている。カムは現在の四川省西部・雲南省北部・チベット自治区東部などにほぼ相当するとされ、民国後期にはカムに「西康省」を設置・経営する動きが活発化した。なお、「東チベット」はアムド・カム双方を包摂する地域概念として用いられることもある。だが、本稿は四川・チベットの境界地帯を主要な研究対象としてとりあげ、「東チベット」という語はおおまかにカム地方一帯を指すものとして用いることとする。
- 2) 英全権代表ヘンリ・マクマホンは、チベットをダライラマ政権が自治を行使する「外蔵 Outer Tibet」と、中国内地との緩衝地帯である「内蔵 Inner Tibet」の二つに分割する調停案を提示していた。ただし、本稿はシムラ会議での交渉過程を主要な検討課題とするものではないため、この問題には深く立ち入らない。
- 3) イギリス・中国の外交文書などを利用した多くの研究がある（Lamb 1963: 477-529; Mehra, 1974: 171-240; 呂 1974: 208-254; Van Walt 1985; Singh 1988: 70-83; 馮 1996: 307-350; 水野 2000; 盧 2003: 128-269）。
- 4) 境界画定交渉は第三次正式会議（1914年1月12日）から本格化し、両者が自己の主張する領域を証明するための文献を提出した。この前後の交渉過程と中国・チベット両全権代表の資料準備状況に関しては、Lamb 1963: 478-506; 馮 1996: 318-330 に詳しい。
- 5) 清朝檔案史料を主要史料として多くの研究がなされている（盧 1994; Coleman 2002; Relyea 2002; 馬 2004）。

図版 1：シムラ会議における中国・チベット両全権代表の主張した境界（第三次正式会議）

原図：丁文江他編『中華民国新地図』（申報館，1934）



(補足)：境界線については、両者が領有権を主張した地域を資料にて確認しつつおおまかに示した。(Boundary Question: 14-87 を参照)。

た要因を探る上で極めて重要であるにもかかわらず、未だ不明瞭な点が多い。

ここで清代の東チベットの政治史を概観すると、当該地域においてダライラマ政権の影響力が拡大した画期としてしばしば注目されるのが、19世紀中葉に出現したダライラマ政権の東チベットに対する支配体制である。これは、ニヤロン地方 nyag rong⁶⁾ の首領ゴンポ・ナムゲル mgon po rnam rgyal (工布朗結) による征服活動をダライラマ政権の派遣した軍隊が鎮圧し、この地に官僚を派遣して支配を開始したことによるものである。早くにはエリック・タイクマンが、この時期にダライラマ政権はニヤロンに対する支配権を確立し、さらに隣接するいくつかの首長に対しても「やや弱いながらも」支配を開始したことを述べており (Teichman 1922: 5),

その後の欧米の研究もこの指摘に依拠するものが多い (Smith 1997: 141; Coleman 2002: 38; Relyea 2002: 28)。また、チベット人自身の手によるチベット通史である『チベット政治史』は、ダライラマ政権による東チベットの秩序回復を評価し、これにともないダライラマ政権が東チベット一帯において広域的支配を実現した様子を比較的詳細に述べる (Shakabpa 1976: vol. 2, 45-46)。ただし、一方の清朝の土司制度に関する言及は無く、当該地域におけるダライラマ政権の影響力が清朝側の支配の枠組みと具体的にいかなる関係にあったのかという点については検討していない。これに対して、大陸・台湾においてはこのニヤロン問題に関する専論があるが、これらの多くは清朝による土司制度を通じた支配を当該地域の本来あるべき政治秩序とみ

6) 現在の四川省甘孜藏族自治州新龍県。清朝史料中には、ニヤロンではなく、当該地域の土司名である「瞻对」(チャンドゥック cags mdud の音写) が地名として用いられる。ニヤロンの地域的特性、名称の由来などについては任 1987: 158-162。

なす立場から叙述している。従って、ダライラマ政権の東チベットに対する権力行使に関しても、清朝側の地方行政の混乱と辺疆防衛の危機を招いた要因として描かれる傾向にあり、そもそもダライラマ政権が現地でいかなる支配を展開したのかという問題を正面から検討することはなかった（任 1987; 陳 1986a, 1986b; 張 1999; 2005）。このように、従来このギャロンを通じたダライラマ政権の東チベット支配に関する議論は、その立脚する立場に応じて評価が分かれる傾向にあり、東チベットにおける両政権の影響力の交錯状況とその推移を地域の実態に則して複眼的に考察した研究はほとんどなかったといえるのである⁷⁾。

近年、王秀玉は清末の東チベットにおける政治変動を体系的に考察し、当時のダライラマ政権のギャロンを通じた東チベットに対する影響力、及び清朝側との軋轢についても議論している（Wang 2006: 256-286）。しかし、王の主要な研究目的は清朝の辺疆に対する近代化政策の実施過程における国家権力と民族社会の相互作用を具体的に示すことにある。それは多くの重要な論点を含む問題ではあるものの、やはりダライラマ政権による東チベット支配のあり方とその変遷過程は主要な検討課題とはなっていない。

こうした先行研究の問題及び空白は、従来この分野で用いられてきた史料の性質にも由来する。これまでの主要な研究は漢語の『清末川滇辺務檔案史料』（全3巻、四川民族研究所等編、中華書局、1989。以下『辺務』と略記）などを根本史料としてきた。しかし、この史料集に収録される檔案は現在、四川省檔案館（四川省成都市）に「川滇辺務大臣衙門檔案」（以下、「衙門檔」と略記）として分類・所蔵されており、その中には『辺務』に

は収録されていないチベット語文書が一定程度存在する⁸⁾。これらは、ダライラマ政権の東チベットにおける支配体制を窺知することのできる重要史料であるにもかかわらず、管見の限りこれを本格的に利用した先行研究は見あたらない。本稿では、このダライラマ政権と川滇辺務大臣衙門の間で往復されたこうした文書を積極的に利用していく。またこれに加え、大英図書館所蔵のインド省関係文書（India Office Records）に含まれる、シムラ会議の境界画定交渉においてチベット側代表が資料として提出した19世紀のダライラマ政権の行政文書の英訳などを比較検討し、両政権の権力が混在した東チベットの政治構造とその変遷を立体的に描出することを目的とする。そして、清末以降における政治支配の再編成の中で現地の多重支配関係がいかに変容し、それが中蔵境界問題の形成プロセスにおいてどのように作用したのかを検討する。また、一連の検討過程においては、現地の各首長の政治行動にも十分に留意し、支配体制の変容の内実を明らかにすることにも務めていく。

なお、本稿では必要に応じてチベット語のローマ字転写を当該語の後にワイリー方式で示した。また、引用史料の訳文等における〔 〕は筆者による補足、（ ）は筆者の註記、……は中略である。転写の […] は判読不能の語を示し、筆者による補足は〔 〕にて示した。

1. 清代の東チベットの政治構造と「土司地域」の特質

夙に指摘されているように、チベットの政治構造は、中央チベットにおけるダライラマ政権をはじめ、各地の有力な化身ラマ、部族

7) 筆者はこれまで、ダライラマ政権のギャロン支配をめぐる清朝の対応やギャロン内部の在地有力者層の動向を議論してきた（小林 2004; 2006a; 2006b）。しかし、本稿で取り上げる課題は未検討のまま残されていた。

8) 公文書・書簡用のキュクイク 'khyug yig（最速字）などの草書体で書かれた文書史料であり、『辺務』には清朝側の官僚が漢訳したもののみが収録されている。

集団, 地方の世襲権力や小規模政権の割拠を特徴とする地域的多様性及び多元性を有するものであり, 東チベットにおいては, ギェルポ rgyal po (王), デパ sde pa (首領・統治者), プンポ dpon po (首領・統治者・官) などと称する数多くの有力家系・首長が分立していたことが知られている⁹⁾。こうした東チベットの政治構造の清代における特質については, 以前に筆者も若干の説明をしてきたが(小林 2006b: 22-25), 以下では, 清朝による東チベットの行政区分画定の問題など, 本稿の議論を進める上で重要な情報を補足しつつ, 述べておきたい。

15世紀に成立した後, チベットののみならずモンゴル諸勢力の間にも急速に影響力を拡大していたチベット仏教の一宗派ゲルク派は, 17世紀中葉, 青海ホシュートのグシ・ハンの軍事支援により, 中央チベットにダライラマ五世を最高権力者とする政権を樹立した。このダライラマ政権は, 東チベットに対しても新たなゲルク派寺院の建立, 及び既存の他宗派寺院のゲルク派への改宗を行ない(得榮 1998: 298-299), さらに一時はダルツェンド dar rtse mdo (打箭炉) などの貿易拠点に官僚を派遣するなどして勢力を拡大していた(呉 1995: 31)。ただしその一方で, 多くの在地の首長はグシ・ハン一族による征服過程において青海ホシュート諸王公の属下に組み込まれることとなった(手塚 1999: 44-46)。これに対して, 17世紀前半以降, 東北から中国内地へと勢力を拡大していた清朝は, 次第にダライラマ政権とも関係を構築し, その後18世紀初頭の青海におけるロブサンダンジンの「叛乱」終結によるチベットからのモンゴル勢力の後退を重要な契機として, 東チベット一帯にも影響力を及ぼしていくの

である。

ここで留意すべきは, 清朝勢力到来前の東チベットにおける既存の政治状況が, その後の清朝の東チベット支配の枠組みを大きく規定したということである。1725年(雍正3)以降, 四川提督周瑛等は「内地」(四川・雲南両省)と「ダライラマに賞する地方」の境界画定を目的として東チベット一帯の調査を行ったが, これは, どの地域・集団がいかなる政治勢力の管轄下に置かれているのかという点に留意しつつすすめられた¹⁰⁾。そして, 青海ホシュート諸王公の旧所領と, ダライラマ政権及びチャムド chab mdo (祭木多)やダヤブ brag g-yab (乍丫) など有力化身ラマの所領を把握した後, 雍正5年頃にパタン西方の金沙江流域にあるマルカム山 smar khams ri (寧静山)に「界碑」を設置した¹¹⁾。これに伴い, 清朝は界碑以東のホシュート王公の所領を中心とする地域を四川省側に組み込み, その地域の各首長に, 宣慰使・宣撫使をはじめとする官職を付与して名目的な君臣関係を構築する土司制度による支配を開始した(図版2)。つまり, 清朝は領域を二分する明確な境界線ではなく, むしろ各地の人間集団を統轄する有力者層の把握を通じて境界画定作業を行ったのであり, これ以後もマルカム山の界碑を除き, 境界を示す目立った標識が清代を通じて増設・整備されることはなかった。

ただし, 土司制度を適用した後も, 清朝は決してこの地域一帯において各首長を恒常的に統御する権力を確立してはいなかった。確かに, ダルツェンドを起点とするラサへの南北二本の幹線ルート上の主要地点には糧台を設置して若干の官兵を駐屯させていたが, これらは平時においては, 駅システムを管理して駐蔵大臣をはじめとする官僚や文書の

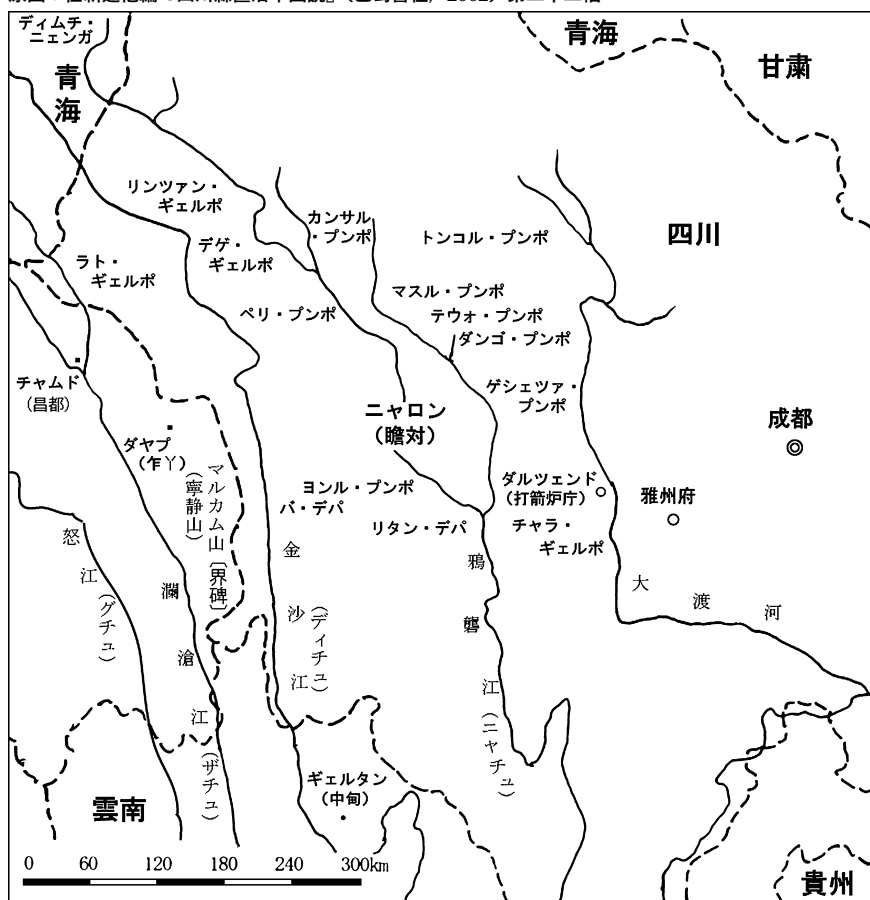
9) 東チベットを含め, チベットを構成する各地域の政治的社会的特徴については, Samuel 1993: 39-154を参照。

10) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』6, 759, 雍正4年2月初1日, 岳鍾琪上奏; 同書857-859, 雍正4年2月28日, 周瑛上奏。

11) 手塚 1999: 注8; 『四川通志』巻191, 西域志1, 1b-4a。

図版 2：清代四川西部地域図

原図：任新建他編『四川縣置沿革図説』（巴蜀書社，2002）第二十二幅



(補足)：首長名は本稿の議論に取り上げたものを中心に記載し、チベット語名を用いて示した。地域名には()内に漢名を並記した。なお、点線は省界を示す。

移動を円滑にすることを主要な任務としていた。なお、交通手段である荷駄獣・人夫を供給するウラ u lag (烏拉) と呼ばれる労役負担は、土司として遇された各首長を介して調達するものであり、決して清朝官僚が基層社会を直接掌握して動員していたわけではない¹²⁾。また、地理的条件や生業形態、習慣・言語は内地と大きく異なっており、清代の他

の中国周縁部と比較して漢人農業移民の流入も限定的であった。ゆえに、在地のチベット系首長を支配者とする自立性の高い権力基盤が清代を通じて根強く維持されることとなった¹³⁾。

一方のダライラマ政権と東チベットの諸勢力との関係はどうか。無論、東チベットの住民構成は主にチベット系の人々から

12) 清朝の東チベットにおける各政治機構や駅システムに関しては、Wang 2006: 72-80 を参照。

13) Relyea 2000: 44-47 の他、清末における当該地域の生業・社会構造・漢人移民の状況や清朝側の認識は『辺務』1-2 (頁数), 0001 (史料番号), 光緒 29 年 9 月 28 日, 四川布政司等稟などをはじめとする地方官の調査報告を参照。

成っており、その中央チベットとの「民族的」「文化的」な同質性、そしてチベット仏教の広がり多くの寺院・僧侶の存在は重要である。とりわけ、大小寺院のネットワークは清朝側が画定した行政区分とは基本的に無関係に展開しており、ダライラマ政権は特にゲルク派寺院を管理するケンポ mkhan po (堪布)の任免権を掌握していた。こうした寺院は宗教機構としての機能を有するのみにとどまらず、固有の土地・属民をもつ在地の権力者でもあり、寄進等を通じて世俗の各首長との間に経済的・政治的・宗教的諸関係を構築していた。そしてダライラマ政権もこうした各首長を現地の仏教の護持者として位置付けており、寺院を媒介とした間接的な関係を取り結んでいたと考えられる (Rockhill 1891: 216; 小林 2006b: 23-24)。

ただし、清朝の東チベット進出後においては、ダライラマ政権も界碑以東の四川省内に対して常駐可能な軍勢力及び派遣官僚による集権の支配を展開していたとは言い難い。中央チベットにおいて、ダライラマ政権が任命・派遣するゾンブン rdzong dpon とよばれる地方長官が各地で徴税事務などを取り仕切っていたことと比較した場合、その差異は顕著である (Goldstein 1968: 18-38; 多傑才旦 2005: 315-345)。

つまり、清代に四川省内に編入されたマルカム山以東のチベット人地域一帯は、在地の実質的な支配者である首長・寺院の僧侶相互の補完関係を基礎とし、そこに清朝・ダライラマ政権という東西の二大政権の権威・権力がそれぞれ土司制度と宗教管理権を主要な媒介として覆い被さるという複合的な政治構造を有していた。そしてこれらは決して清朝・ダライラマ政権いずれかの単一の行政システムに収斂されうるものではなかった。

本稿は、研究対象地域として「東チベット」を取り上げてはいるものの、具体的には、上

述の雍正年間の界碑設置にともない、清朝の行政区分上、四川省管轄の土司制度下に組み込まれた地域の政治情勢に議論の焦点を当てている。したがって以下では、基本的に「土司地域」と「東チベット」という2つの地域概念を用いて議論を進める。つまり、清朝崩壊前の四川省内における歴史的展開が問題になる際においては、清朝から土司の印信・号紙発給を通じて政治的権威を付与された首長層が存在する地域という意味において「土司地域」(現代中国でのいわゆる「四川蔵区」に含まれ、甘孜藏族自治州の範囲にほぼ相当する)と述べる(特に2章から4章まで)。そして、四川・チベット間の行政区分そのものが流動化した中華民国時期の問題をも念頭に置く、トータルな中国・チベット関係史の文脈(特に5章)においては、界碑以西の地域を包含する「東チベット」という包括的呼称を用いる。また、在地の各首長に個別に言及する際には、時代・文脈にかかわらず、できる限りギェルボ、デパ、プンボなどのチベット語の呼称を用い、漢語による土司の官職名などは初出のみ()内に併記する¹⁴⁾。

2. 19世紀後半、ダライラマ政権の土司地域への進出

以上概観したような、ダライラマ政権・清朝の支配権から一定程度自立していた土司地域の政治構造は、19世紀後半に重要な変化を迎える。その発端が、冒頭で触れたダライラマ政権のニャロン領有という出来事である。しかし、この問題は単にダライラマ政権が自己の領土拡大を達成したという側面のみならず、清朝側が自らダライラマに対するニャロンの管轄権移譲を承認したという複雑な背景をも有している。ゆえに、「はじめに」で述べたとおり、先行研究の関心や視点もその立場に応じて大きく分岐する傾向にあった。以下では、筆者の論考を含む先行研究の

14) なお、各首長のチベット名は Teichman 1922: 3 の他、Shakabpa 1976: vol. 2, 42-45; 丹珠昂奔等編 2003 等を参照した。

議論を踏まえつつも、ダライラマ政権のニャロン領有の結果として土司地域で形成された政治状況、清朝の政策との対応関係、土司地域の支配をめぐる両者の認識の相違点など、清朝側とダライラマ政権側の史料の比較検討を通じて初めて明らかになる問題に焦点を当てつつ、ダライラマ政権の土司地域に対する支配体制構築の過程を再考する。

(1) ダライラマ政権のニャロン領有と土司地域支配の開始

まず、ダライラマ政権のニャロン領有のきっかけとなった、19世紀前半から1865年（同治4）にかけて行われたニャロン地方の首長層による征服活動について説明したい。ニャロン地方は、雅砻江中流域、川蔵北路・南路の両幹線ルートの中間地帯に位置している。峻阻な溪谷で分断されたその境域は歴史的に上・中・下の三地域に分けて捉えられ、雍正年間以来各地域に五つの土司が任命され統治を担っていた（任 1987: 161-162）。しかし嘉慶年間後期以降、中ニャロンの一首領であったノルブ・ツェリン nor bu tshe ring（洛布七力）は各地の征服に乗り出し、その後彼の息子であったゴンポ・ナムギェルもその勢力をさらに拡大し、ニャロンのみならず周辺土司地域一帯を併呑するに至った。

ゴンポ・ナムギェルが築いた勢力範囲は、広大なものであった。まず、1848年（道光28）頃までにニャロンの三地方全域を制圧し、ニャロンに隣接する北路の「ホル hor（霍爾）五土司」（ホルコク・カンガ hor khog khag lnga）、すなわちダンゴ・ブンポ brag 'go dpon po（章谷安撫使）、テウォ・ブンポ tre bo dpon po（朱窩安撫使）、カンサル・ブンポ kang gсар dpon po（孔撒安撫使）、マスル・ブンポ ma zur dpon po（麻書長官司）、トンコル・ブンポ ston 'khor dpon po

（東科長官司）を併呑した。続いて東部で最大規模の勢力を誇るチャラ・ギェルポ lcags la rgyal po（明正宣慰使）と争い、ニャロン北部のゲシェツァ・ブンポ ge she tsa dpon po（革什咱安撫使）、南接するリタン・デバ li thang sde pa（里塘宣撫使）、バ・デパ 'ba' sde pa（巴塘宣撫使）を征服した。同治元年には北部川蔵境界附近の有力土司のデゲ・ギェルポ sde dge rgyal po（徳爾格忒宣慰使）を制圧した。さらにその勢力はチャムド附近や、青海南部のディムチ・ニェンガ dim chi nyer lnga（玉樹二十五族）にまで及んだ（Tsering 1980: 198-205; 張 1994: 408-409）¹⁵⁾。

この一連の征服活動は、清朝とダライラマ政権の双方に対して衝撃を与えた。川蔵間の幹線ルート上の駅舎が撤去されて交通が遮断されたことにより、官僚や行政文書の移動、茶を始めとする交易品の流通は停滞し、両政権に政治的・経済的損害をもたらした。にもかかわらず、四川省は咸豊年間末期以降、太平天国との戦闘の中で兵力・財力ともに逼迫しており、四川総督駱秉章は建昌道台史致康に命じて現地の各首長から土兵を動員して対応させたものの、事態を沈静化することはできなかった。

こうした中、ニャロン制圧に重要な役割を果たしたのはダライラマ政権であった。1862年、多大な被害を被っていたダンゴ・ブンポのワンチェン・ダドゥル dbang chen dgra 'dul やカンサル・ブンポのソグドゥブ・ブンツォク ngo grub phun tshogs など、「ホル五土司」を中心とする各首長とその家臣・頭人達が、その属民数百とともにダライラマ政権側に救援を求め、中央チベット内に一時避難した。これを受けて、当時政権内部で実権を掌握していたシェーダ・ワンチュク・ギェルポ bzhad dgra dbang phyug rgyal po は同年、カルン bka' blon のプルン・ツェワン・

15) この他、シャカッパ氏は、チャテン cha phreng（郷城）、ザコク rdza khog（章谷屯）、ミニャク mi nyag（木雅）、ギェルタン rgyal thang（中甸）、ドキャブ gro skyab（卓斯甲）などをゴンポ・ナムギェル勢力による被害を受けた地域として挙げている（Shakabpa 1976: Vol. 2, 43）。

ドルジェ *phu lung tshe dbang rdo rje* (以下、ブルンワ *phu lung ba* と表記) 率いるチベット軍をニャロンへ派遣したが、その後、このチベット軍は次第にゴンボ・ナムギェルの勢力を追いつめていった (Shakabpa 1976: 43-44)。そして1865年、チベット軍がついにゴンボ・ナムギェルの官寨を攻略したことを受け、現地の史致康はチベット軍と共同して善後処理を行うこととなったのである¹⁶⁾。

しかし、戦争終結直後の土司地域において実際に大きな影響力をもったのは、ニャロン制圧を達成して勢いづく駐留チベット軍であった。まず、ブルンワはニャロン・チキャブ *nyag rong spyi khyab* (「ニャロン総督」の意。漢文史料中では「瞻对番官」として記載される) と称する官職を新設し、初代ニャロン・チキャブとして駐留チベット軍の中のポブン *phogs dpon* (軍糧官) であるブンラブ・ツェリン・ペンデン *phun rab tshe ring dpal ldan* (以下、ツェリン・ペンデンと略記) を任命した (続く歴代ニャロン・チキャブの多くは武職の最高位であるダブン *mda' dpon* の地位にある官僚が充てられていった)¹⁷⁾。そして注目すべきことに、この時チベット軍は、ゴンボ・ナムギェルの征服活動によって自己の勢力を大きく減退させていた各首長を、ニャロン・チキャブの支配下に組み込んでいったのである。以下の史料は、チベット暦乙丑年11月15日 (1866年1月2日、同治4年11月16日)、デゲ・ギェルポ、中央チベットに保護を求めていたダンゴ・ブンポをはじめとするニャロン北方の隣接地域の各首長、及び属下の家臣・頭人達がダライラマ政権に向けて服属を表明した文書の英訳の一部である。

……ダライラマ政権 (Tibet Government) は寛大にも壬戌年 (1862) 以来全ての戦費を負担し、政権側から10,000を越える

軍隊を徴集しました。偉大なる政府は、ドメ地方の人々の安全と平和の利益のために、4年間に渡る戦争を遂行し、そして終に叛逆者である共通の敵を打破したのであります。叛逆者ゴンボ・ナムギェルと彼の息子達からなる全ての反逆的な一味は壊滅させられたのであります。

(a) 我々はここに、三重の義務 (the three-fold duties: 具体的意味は不明) の指示に照らし合わせ、もしその者が常にダライラマ政権からの特別の注文をもたらすならば、彼が官僚であるか旅行者であるかを問わずいかなる人物に対しても、政府により我々に要求された全ての可能な要求及び業務に対応することを約束し、お引き受け致します。

(b) 上下、そして中ニャロンは、無論中国皇帝の同意のもとで、チベットの直接的な領有の下におかれ、ニャロン・チキャブにより統治されることとなったので、我々はまったく、以上に言及した三地域のいずれかにおいて、非従順的または反動的な何らかの兆候を鎮静化させるため、ニャロン・チキャブが発するいかなる命令をも実践することを誓います。つまり、我々は決してニャロン・チキャブの命令には背かず、不愉快な態度も示さず、どんな場合においても我々にもたらされた恩恵に恥ずかしくないようにいたします。

(c) ……

(d) もしも、二つの勢力の間で何か問題が生じた場合は、彼等は従来のようにこれらの問題を武力によって決着をつけるようなことをせず、チベットか中国の法に訴えることに致します。

(e) ……

(f) 各地域のブンポならびにゴパ ('go ba 頭人) は中国からチベットへの途上及びチベットから中国へと向かう旅行者を、各地

16) 『清代藏事奏牘』338-339, 同治4年9月初1日, 景紋上奏。

17) ダライラマ政権の派遣官僚によるニャロン支配の詳細については小林 2006b: 27-29。

域の人々による暴行や強盗、冷遇から保護いたします。

(g) ……

(h) ニャロン地方を防備する目的で要求された軍隊の徴集と維持については、領土と領民が平和的かつ永久に安寧になるまで、僧官・俗官に関わらず政府の官僚の命令に従い、忠実かつ自発的に実践することと致します¹⁸⁾。

誓約の内容からは、ニャロン・チキャブを通じてダライラマ政権が周辺の各首長に対する支配を確立したことが読み取れる。まず、圧倒的な軍事力で地域を抑圧から解放した「偉大なる政府」であるダライラマ政権への各首長からの感謝の言葉が記されており、この誓約がダライラマ政権への報恩という論理で正当化されていたことがわかる。こうした形式・内容は明らかにダライラマ政権のみに向けて書かれたものであり、清朝側で善後事宜を任されていた史致康の介入を看取することはできない。また (a) では、ダライラマ政権から現地に派遣された人物の要求に応えることを誓っているが、これは、ダライラマ政権属下のチベット人官僚や商人に対するウラなど運輸業務の負担などを指していると思われる。(b) では、ニャロン・チキャブに対する服従を明確に誓う。そして (f) は (a)

と関連して、しばしば東チベットのルート上で発生していた山賊被害などから旅行者を保護し、誠実に対応することに言及する。さらに (h) の項目は、ニャロンが占領地域であることに鑑みて、周辺からの軍事力を動員してニャロンの在地有力者の活動を牽制するという目的のために設けられたと思われる。

だが一方で見逃してはならないのは、朝廷がこの案件に関して未だなんら決定を下していないにもかかわらず、(b) において、ニャロンの領有が「中国皇帝の同意」を得ているという文言が挿入されていることである。さらに (d) では、首長間の紛争の解決に関しては、ダライラマ政権のみならず清朝の法にも従うことを誓約している。つまり、ダライラマ政権は在地の首長との間に、清朝側の土司制度の枠組みを否定して新たな統属関係を取り結んだというよりは、清朝統治権力との摩擦を回避しつつ人的・物的資源の動員や紛糾調停に関わる広範な権限を掌握し、実効支配の実を挙げようとしていたことが窺える。

さらに、こうした各首長との間に設定された統属関係のみならず、チベット軍がニャロン地方に隣接するいくつかの地域・小規模集団をニャロンの領域内に編入したことも注目に値する。ゲシェツァ・ブンボの所領、シェリ zhe ri (一日溝)、リタン・デバの領域の北部に位置するガ dga' (噶壩)、チョン phyong

18) IOR.MSS.Eur.F80/177: 16-21. 文書の最後にはダンゴ、カンサル、マスル、ベリ、トンコル、テウォ、ゲシェツァの各首長、及び彼らの家臣等の印章・サインの形跡（「Seal of Tu-si…」などの文言が有り、清朝側から授与された土司の官印を押捺していると見受けられる）がある。また、ゲグ・ギェルボに対しては別途に誓約内容が追加されている。なお、この文書は、シムラ会議第三次正式会議において、境界画定交渉の資料として、チベット全権代表シェーダ・ベンジョル・ドルジェ bshad sgra dpal 'byor rdo rje が提出したものである。シェーダは政府が管理していた東チベット支配に関する文献資料を90種類準備してリスト化し、そのうちの数件を英訳して会議の場に提出した。これもそのうちの一件である（IOR.MSS.Eur.F80/189: 27-32、チベット代表提出の資料リスト等を参照）。これらを含むシムラ会議の記録は *Boundary Question* として1940年に北京で出版されているが、本稿ではチベット代表の顧問であったチャールズ・ベルが所持し、彼の手による若干の翻訳修正箇所が確認できる、会議提出以前の段階のものを利用した。また、筆者は未見であるものの、キャロル・マックグラナハンがシムラ会議記録のチベット語版の存在に言及している。ただし、その内容は IOR.MSS.Eur.F80/177 や *Boundary Question* と大差が無いとのことであり、氏もやはり IOR.MSS.Eur.F80/177 に依拠して議論を進めている（Mcgranahan 2003: 注18）。なお、シェーダが実際に収集・リスト化した個別のチベット語資料の正確な所在については筆者も未確認である。

(穹壩), シャ bzhag (阿壩) の諸地域, チャラ・ギェルポの勢力範囲内に居住していた遊牧勢力ナダン nag bran (那珍)¹⁹⁾ などがそれにあたる。後年ニャロン・チキヤブが清朝側に提出したチベット語文書を見ると, ゲシェツァの所領については, 当時の土司の長子がツェリン・ペンデンに対して提出した「所有地と属民を偉大なるダライラマ政権の属民に善行の寄進として献上した誓約」があったとしている。また, チョン, シャについては「中ニャロンのゴンポ・ナムギェルの時代以来の隠れたニャロンの領内であったことは疑いが無い」と述べており, いずれも一連のゴンポ・ナムギェルの征服活動と, チベット軍による鎮圧という経緯の中でニャロンに組み込まれた地域であったことがわかる²⁰⁾。この結果, ニャロン・チキヤブの直轄領であるニャロンの領域自体が, 戦争以前よりも拡大したものとなった。

この他にも, 北部地域の首長達には一定量の銀, 塩, 牛皮, バターなどの納入を課した。また, ニャロン内部の首長等がダルツェンドにて交易する際には, 幹線道路沿いの首長はウラを供給した²¹⁾。

以上説明したように, ニャロン・チキヤブは北部一帯の各首長との間に統属関係を構築するとともに, 自己の直轄領の拡大と, 属民の増加を実現した。清朝檔案史料を用いた従来の研究の多くは, 清朝がニャロン管轄権のダライラマ政権への移管を承認する経緯に関

心を注ぎ, 現地のチベット軍の動向については十分に考察していなかった。ただし, 清朝の政策決定とは別に, 駐留チベット軍がこうした支配体制構築をすでに手際よくかつ周到に推し進めていたことは重要である。この軍事行動がダライラマ政権により, 界碑以東の土司地域において政治的影響力を高める機会として認識されていたことを示唆していると思われる。つまりダライラマ政権は, それまで寺院勢力を除き実効性の高い政治的影響力を行使する有力な手段を保有していなかった土司地域一帯において, 19世紀後半に至り, 派遣官僚を通じた支配拡大を実現したのであった。

(2) 清朝のニャロン「賞給」の内実

このように, チベット軍は戦争終結後もニャロンに駐留し続け, 土司地域における独自の秩序再編を進めていたが, これは現地で清朝側の善後処理を任されていた史致康等にとって厄介な事態であった。前掲の各首長のダライラマ政権に対する誓約文からもわかるように, 史致康はチベット軍による秩序再構築の過程に介入できてはいなかった。もとより現地で召集した土兵以外に固有の軍事力をほとんど保持していなかった史致康が, 自らと統属関係の無いプルンワ率いるチベット軍の行動をコントロールすることは事実上困難であった。こうした中で, 史致康は成都將軍崇実・四川総督駱秉章に対してニャロン地方

19) 「衙門檔」64 (案卷番号) -24 ~ 37 (頁番号), 宣統の即位した第一番目の〔年のチベット曆〕辛酉年6月13日 (1909年7月30日, 宣統元年6月14日), 「チベット民衆の全大小村落・寺院の代表たる僧俗官僚の會議」から趙爾豊への請願書を参照。なお, 本稿における中・蔵・西各曆の比定については Schuh 1973 等を参照。また, 「衙門檔」所収の各文書には, 異なる種類の分類番号が手書きで直接記されている場合があるが, 本稿では頁番号と判断される数字を選択した。これらの各番号の詳細は今後検討を要するものである。なお, 遊牧勢力ナダンについては漢文史料中にいくつか異なる名称が存在し, 筆者はかつて「瓦述三村」として言及していた (小林 2004: 20)。ただし, 本稿では上記史料中に記載される「ナダン・ドクパ nag bran 'brog pa」に従った。

20) いずれの発言も, 「衙門檔」62-20 ~ 25, 宣統の即位した第一番目の年の〔チベット曆〕2月23日, ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡を参照。文書作成日は, 実際には月・日のみチベット曆で記されており, 1909年4月13日及び宣統元年閏2月23日に相当する。

21) 『辺務』264-265, 0244, 光緒34年12月初7日, 趙爾巽等から聯豫への電; 同書270, 0251, 光緒34年12月25日, 徳格土司等稟。ダライラマ政権の地方官僚はしばしば赴任地において商業活動などに従事する傾向にあった (Samuel 1993: 137-138)。

の管轄権をダライラマ政権へ「賞給」するという、駐留チベット軍の動向を承認する提言を上申する²²⁾。そしてこれを受けて、崇実・駱秉章も1866年1月14日に、

そのニャロンの上中下三地方についてであるが、ダライラマはチベット官僚を派遣してチベット軍を率いさせて清朝及び土司の兵力とともにニャロンを殲滅したのであり、わずかな労無しとすることはできない。天恩を懇願し、ニャロンの三地方をダライラマに賞給し、ケンボを派遣して管理させ、寺院を建立し香をたいて修道せしめんことを（将瞻对三处地方，賞給達頼喇嘛，派堪布管理，建廟焚修）²³⁾。

と、ニャロン地方をダライラマ政権に「賞給」することを上奏する。四川総督等が己の管轄地域の「放棄」ともいえるこうした施策を提議した事実は興味深い。これまでの研究においても、問題の背景として、チベット軍への恩賞の経費をめぐる当時の四川省の財政事情や、長年に渡る混乱の震源地であったニャロンをダライラマ政権に委ねてチベット仏教により「化導」することを目的としたという解釈など、様々な説明が試みられてきた（任1987: 164-172; 張1994: 415-419）。

ただし、むしろここで注目すべきは、崇実等がこの上奏中で、「賞給」の対象としてニャロンのみ言及するにとどまり、周辺の各土司がすでにニャロン・チキャブに服属を表明したことに何ら触れていない点である。そも

も現地の史致康自身が駐留チベット軍の動向を正確に把握していなかったのか、それとも成都・北京までの報告の過程で、現地情報が省略されたのか、詳細は不明である。しかしいずれにせよ、チベット軍が土司地域で構築しつつあった支配体制に関する情報が清朝内部で適切に収集・伝達・蓄積されなかったことは、その後、土司地域の支配をめぐる清朝とダライラマ政権の認識に著しい不一致をもたらす結果となった。

一方で朝廷はこの崇実等の上奏に対して、1866年1月30日に、「将瞻对三处地方，賞給達頼喇嘛，派堪布管理，建廟焚修」と、上奏の文言をほぼそのまま踏襲する形で上諭を下した²⁴⁾。つまり朝廷は、ダライラマ政権がニャロン地方を拠点として周辺土司に対して確立した支配体制の実態をほとんど把握しないまま、ニャロンの管轄権のみをダライラマ政権に「賞給」することを決定したのである。

では、ダライラマ政権側はこの清朝側の決定をどう受け止めたのか。後にダライラマ政権がニャロン領有の正当性を清朝側に説明するために提出した文書には、一連の経緯が以下のように説明されている。

かつて、中ニャロンのゴンポ・ナムギェルが、中国とチベットの国と属民に対し攻撃を次々に展開して近隣の各土司（*thu si*）の領土を支配下に置いたことなどの重大な違法行為を行ったので、チベット側から、皇帝陛下に上申いたしまして、同治帝の即位した癸亥の年に、大いなるチベット政府

22) 『籌瞻奏稿』「序」1下-2上を参照。なお撰者の鹿傳霖はここで、清朝のニャロン「賞給」が、当時のダライラマ政権が兵費16万両の支払いを清朝側に要求してきたことへの対応として行われたものと説明する。その後の多くの研究は、この鹿傳霖の記述に依拠して問題の背景を説明しており、筆者も過去に公表した論文においてこうした議論を踏襲した（小林2004; 2006a; 2006b）。しかし、ダライラマ政権の兵費要求とニャロン「賞給」に直接の因果関係が無いことはすでに張秋雲氏によって指摘されている（張1994: 414-417）。本稿における議論をもって過去の拙文の訂正としておきたい。

23) 『清代藏事奏牘』1599-1600, 同治4年11月28日, 崇実等上奏。上奏の日付は『清季外交史料』巻82, 19下-23上, 光緒16年3月初2日, 長庚上奏を参照。

24) 『大清穆宗毅皇帝実録』巻152, 同治4年12月乙巳（14日）条。

は暖かい人命と財を顧みることなく、ゴンポ・ナムギェル父子・眷属等を駆逐したことにより、〔同治〕三年乙丑の年、〔チベット政府から事の〕起こった諸々のいきさつを上申いたしましたので、〔皇帝陛下からの〕上諭での御返事がございました。〔その〕ご趣旨は、上中下ニャロンの三処の土地・属民たちをダライラマの寺領に恩賜品として賜るといふことと、当時チベットの摂政職を司っていた前ガンデン座主ケンラプ・ワンチュクに、智恵有るホトクトの称号の授与と、残る僧俗官僚たちに昇進という報償〔を賜る〕という〔ことで〕大いなる恩恵がありました²⁵⁾。

強調されている点は、ゴンポ・ナムギェルが引き起こした動乱を多大な犠牲を払い鎮圧したチベット側の功績と、それに対する清朝からの恩賞としてのニャロン地方の譲渡という議論であり、こうした説明はダライラマ政権から清朝に宛てたその他のチベット語

文書からも見出すことができる。また、下線部にあるニャロンの「土地・属民 (sa sde)」あるいは「土地・属民・法の三つ (sa sde khrim s gsum)」と、ダライラマの「寺領への恩賜品 (chos gzhis su gsol ras)」という語を組み合わせた表現もまた、前掲の上諭の文言を反映しており、関連する文書史料に多く見られるものである。このように、ニャロンが清朝皇帝からダライラマへの恩典であるという認識は、ダライラマ政権側も有していたと思われる²⁶⁾。

しかし本章で述べた以上の論点をまとめると、清朝とダライラマ政権の間には、おおまかに分けて二つの点において、土司地域の支配をめぐる以後の摩擦の原因がすでに存在していたことがわかる。まず、すでにダライラマ政権はニャロン及び周辺の各首長に対する支配権確立を独自に進めていたにもかかわらず、清朝はそうした現地状況をほとんど把握してはなかった。よって清朝からのニャロン「賞給」とは、結果として、ダライラマ政

25) sngon dus nyag rkyed mgon po rnam rgyal nas rgya bod lha 'bangs thog tshur rgol rim byung gi nye 'dab thu si khag khongs'i mnga' og tu bcug pa sog s khrim s 'gal tshab che byas rkyen bod phyogs nas gong ma chen por gser snyan sgron te thung drin khri bzhugs dang po chu phag lo gzhung sa mchog nas mi srog rgyu dron 'dzems med kyi mgon rnam pha bu ltos bcas mthar bskrod btang bas khri bzhugs gsum pa shing glang lo yong rkyen rnam s gser snyan sgron pas gser gyi bka'i phyir phebs dgongs don nyag stod smad bar gsum sa sde rnam s ta la'i bla ma'i chos gzhis su gsol ras stsal ba dang ○ skabs de'i bod kyi srid skyong las 'dzin dga' ldan khri zur mkhyen rab dbang byug la ho thog thu s bi lig thu'i cho lo dang ○ byings gzhung zhabs ser rkya rnam s la gnas 'phar gyi gzeng bstod bdag rkyen bkrin che 'dug pa「衙門檔」63(頁番号欠落)チベット暦12月9日(1909年1月30日、宣統元年正月初9日)、ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡(チベット語原件の日付が文書の損傷により判読不能のため、漢訳に記される日付を参照しつつ比定を行った)。なお、「衙門檔」所収のチベット語文書史料では、各文の区切りを、チベット語テキストに通常利用される shad ではなく、スペースのみで示している。よって本稿では便宜的に○記号を用いて文中のスペースの位置を表示した。

26) この点について、筆者は過去に調査・収集したダライラマ政権から清朝に充てた文書(漢訳のみ現存)を取り上げて考察し、ダライラマ政権が、清朝からのニャロン管轄権の譲渡を、「布施」として認識していたことを指摘し、その後の論考でもそれに依拠した議論を行った(小林 2006a: 145; 2006b: 36)。しかし、今回本稿で用いた関連文書でもニャロン賞給に関して「唵経之費」など布施を意味する漢語で表現される箇所は存在するものの、チベット語の原文の該当箇所には mchod sbyin や 'gyed skal など直接に布施を意味する語は見いだせず、むしろチベット側の軍事行動及び秩序回復の功績と結びつけ、清朝からの恩典として強調している(「衙門檔」62-20~25、宣統の即位した第一番目の年の〔チベット暦〕2月23日(1909年4月13日、宣統元年閏2月23日。日付の考証については注20にて言及)、ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡などを参照)。こうした点からは、自らの軍事行動の結果として獲得したニャロンが、ダライラマ政権にとって一般の「布施」とは必ずしも同等に論じられない特異な位置付けであったことを示している。

権の土司地域に対する広域的支配のうち、一部ニャロンのみを直轄領として「追認」したにすぎないものであった。したがって第一に、清朝とダライラマ政権の間では、ニャロン・チキャブの権力の及ぶ地域はニャロンだけであるのか、それとも周辺土司に対しても行使可能なものであるのか、共通した理解が形成されていなかったのである。また第二に、本章（1）で確認したように、ニャロン・チキャブが掌握したニャロンの領域自体がすでに戦争前後で拡大していたことにより、そもそもニャロンの範囲とは具体的にどこを指すものであるのかという点に関する認識の不一致をも、両者は潜在的に抱えることとなったのである。

このように、土司地域の首長達に対して、清朝側の土司制度による緩やかな支配と、ニャロン・チキャブを通じたダライラマ政権のより実効性の高い支配が併存する状況が形成されたこと、こうした現地の支配状況に関する清朝とダライラマ政権の間の認識に大きなずれがあったことを背景として、その後現地では多くの紛糾が発生していくが、この経緯は次章以降で詳細に検討する。

3. ダライラマ政権による土司地域支配の展開

（1）ニャロン・チキャブの支配体制の実態と在地各首長の動向

次に掲げる [表] は、主に清朝檔案史料に見られる、ニャロン・チキャブが各首長との間に設定した統属関係・負担義務やそれに起因する紛糾、そして清朝側の対応の事例をまとめたものである。以下ではこの表を参考にしつつ、ニャロン・チキャブの支配体制が、土司地域の各首長に与えた影響を検討していく。

まず留意すべきは、こうしたニャロン・チキャブによる支配体制は現地の首長達にとつ

て、その一方的な統制を受けるという事以上の意味を持ったことである。彼等の中には、近接地域に突如現れたダライラマ政権の官僚であるニャロン・チキャブの権力に対して、能動的な自己保全の目的で結びつく者もいたのである。

そのような特徴が端的に現れているのは、[表] の 1. にみられる土司職継承をめぐる首長間の械闘である。まずは B のマスル・ブンボの事例を見てみたい。ニャロン地方の北方に位置するマスル・ブンボのソナム・ワンギェル bsod nams dbang rgyal（四郎汪傑）は、1880 年（光緒 6）、隣接するダンゴ・ブンボの跡継ぎが絶えたことで、自らの息子をダンゴ・ブンボの養子として送り、ダンゴの実権を掌握せんと試みた。しかしこれに対して、同じくダンゴ・ブンボの継承に関心を寄せていたカンサル・ブンボが、テウォ・ブンボと連携してソナム・ワンギェルに対抗を試み、首長間の関係は悪化した。こうした紛糾に対して、ニャロン・チキャブは 1866 年の誓約文の条項通りに介入したが、ソナム・ワンギェルはむしろこれを味方につけることでカンサル・ブンボ等と争った。ここにおいて事態は、マスル、ダンゴ及びニャロン・チキャブ、そしてこれに対するカンサル、テウォ、ペリの両勢力に分かれた紛争へと発展したのである。これを受けて、四川総督丁寶楨は候補知府慶善に査辦を命じて現地に赴かせ、これによってニャロン・チキャブ等の軍勢は撤退し、争いは長期化を免れた。しかし、この事件は本来清朝が統轄していた土司職の継承に対してニャロン・チキャブが公然と介入したのもでもあり、丁寶楨はこうした事態に強い懸念を示した²⁷⁾。そしてこの継承問題は、1890 年代半ばに至り、C のテウォ・ブンボとダンゴ・ブンボの争いへと発展し、テウォ・ブンボがニャロン・チキャブの協力を背景としてダンゴ・ブンボの土司の官印を奪

27) 『丁文誠公遺集』2663-2672、巻 23、光緒 9 年 11 月初 2 日、「土司構衅査辦完結摺」。

〔表〕 檔案史料中にみられるニャロンをめぐる主な事案

1. 土司職継承問題をめぐる紛糾・械闘

	首長・集団・地区	内容	出典
A	デゲ・ギェルポ	1890年代より、土司職継承をめぐる一族の内紛へニャロン・チキャブが干渉。1897年に四川総督鹿傳霖、また1909年から1910年にかけて川滇辺務大臣趙爾豊がニャロン・チキャブの干渉を防ぐために介入し、改土帰流を行う。	『宮中檔』11: 899-900; 『辺務』406-408, 0364
B	マスル・ブンポ	1880年、麻書安撫使ソナム・ワンギェルが後継者のいないダンゴ・ブンポに養子を送りその土司職の掌握を試みたことを発端として、カンサル、テウォ、ペリなど隣接諸勢力を巻き込む紛糾が生じ、ソナム・ワンギェルはニャロン・チキャブと結合して他土司と争う。総督丁寶楨の命を受けた候補知府慶善等が査辦に乗りだしたことを受け、ニャロン・チキャブは撤退する。	『奏牘』513-516
C	ダンゴ・ブンポ	1894年前後に、ダンゴ・ブンポの土司の印信・号紙を、ここに嫁いでいたテウォ・ブンポの娘が奪ってテウォに逃亡するという事件が発生。四川総督劉秉璋が介入するも、テウォ・ブンポはニャロン・チキャブに庇護を求める。これが続く四川総督鹿傳霖に改土帰流の口実を与え、軍事介入を招く。	『奏牘』979-981, 986-991

2. 賦税・労役（ウラ）

D	タウ、カンサル、マスルの属民	ニャロン・チキャブが打箭炉で貿易する際のウラを、毎年数千余提供。	『辺務』254, 0227; 259-260, 0235
E	デゲ・ギェルポ、及び近隣各首長	毎年銀三百両をニャロン・チキャブに取め、そのほか、不定期にウラを挑発されるなどの搾取を受ける。この他、銀・バター・塩などの供出がリンツァン・ギェルポ gling tshang rgyal po（林葱宣慰使）、ラト・ギェルポ lha thog rgyal po（納奪按撫使）をはじめとするデゲ近隣の首長達に義務づけられた。	『辺務』270, 0251
F	デゲ・ギェルポ属下の昌科地方	ニャロン・チキャブとチベット人地方官僚間の文書移送や、各地で徴収する貨物・塩の運搬のためのウラを徴収される。ニャロン・チキャブ属下の頭人層にも物資や銀などを納める。	『辺務』296, 0274
G	ディムチ・ニェンガ	毎年1200両の兵費をニャロン・チキャブに納めるが、その後困窮にあえぎ義務を履行出来ず、さらに隣接するデゲ・ギェルポによる干渉を受ける。1890年に駐蔵大臣等が処理に乗り出す。	『硃批』455-456; 503
H	ユンル・ブンポ、他リタン・デバ属下の頭目等	ユンル・ブンポ等はニャロン・チキャブに対して毎年一定量の茶を納める。さらに崇喜・曲登両土司は、ニャロン・チキャブに対し「熬茶銀」を毎年それぞれ250両と50両納める。また曲登土司はこれに加えて官寨守備費用を毎年96両納める。	『衙門檔』64-37～50
I	テウォ・ブンポ	年間1000余両の官寨守備費をニャロン・チキャブに支払う。	『辺務』264-265, 0244

〔表〕 檔案史料中にみられるニャロンをめぐる主な事案（2）

3. 領土・属民の帰属問題

	首長・集団・地区	内容	出典
J	リタン僧院	ニャロン・チキヤブのツェリン・ベンデンがリタン僧院管下の領民を「侵漁」したことに反発し、リタン僧院の僧ゲンドゥン・ベルギェー dge 'dun 'phel rgyas（更登培結）等が民衆を糾合して対抗せんとする。成都將軍魁玉・四川総督吳棠等の命令により知府馬玉堂等が兵を率いてこれを鎮圧。魁玉等はゲンドゥン・ベルギェー等を処刑、ツェリン・ベンデンについてはダライラマ政権に革職を要求する。	『徳宗実録』巻13, 光緒元年7月己亥（初5日）条
K	ゲシェツァ・ブンポ	ゴンボ・ナムギェルの征服活動終息後、土司の息子によるダライラマ政権への「寄進」として献上された地域を、ニャロン・チキヤブが接收し、配下を地方官（ブンブン）として派遣して管理する。	『衙門檔』62-20～25
L	リタン・デパ	ゴンボ・ナムギェルの征服活動によりリタン・デパの所領からニャロンに併合されたガ・ギョン・シャ三地域を、ニャロン・チキヤブが継続的に統治したことから、リタン・デパとニャロン・チキヤブの間で紛争が生じる。1882年に四川総督丁寶楨が介入し、正式にニャロンの管轄地として認める。	『辺務』356-357, 0325
M	チャラ・ギェルポ	1894年頃より、遊牧集団ナダンの帰属をめぐりチャラ・ギェルポとニャロン・チキヤブが争う。四川総督鹿傳霖はこの事件を契機としてニャロンの軍事制圧と四川省への管轄権回収へ乗り出す。だが、1897年、ダライラマ政権の強い反対を受けた朝廷は、鹿傳霖を更迭し、ナダンの懸案も未解決のまま持ち越される。	『奏牘』518-521
N	タリ（査泉）	元来はリタン・デパに帰属していたが、咸豊年間にゴンボ・ナムギェルに投降し、ニャロン地方がダライラマ政権の管轄になってからは、そのままニャロン・チキヤブに併合された。その後タリはニャロン・チキヤブの庇護のもとでリタン・デパの境域を侵犯したため、四川総督丁寶楨が介入に乗り出す。	『丁文誠公遺集』2319-2322, 巻20, 光緒6年8月19日, 「査泉野番滋事派員査辦片」; 『衙門檔』64-24～37

※略称：『徳宗実録』＝『大清徳宗景皇帝実録』；『辺務』＝『清末川滇辺務檔案史料』；『奏牘』＝『清代蔵事奏牘』；『硃批』＝『光緒朝硃批奏摺』116；『宮中檔』＝『宮中檔光緒朝奏摺』

うという事態に至る。

土司の印信・号紙が清朝皇帝から首長等に附与される政治的権威の象徴であったことを想起した場合、これをめぐる在地の闘争にニャロン・チキヤブが関わるという現象は、皇帝とダライラマから発する権威・権力のベクトルが現地で一層複雑に錯綜するようになったということ、首長達自身がそうした異

なる支配体制の併存状況を利用しつつ、自己の政治基盤の維持・強化を計ろうとしたことを示しているといえる。

さらに、ニャロン・チキヤブが各首長に課していた負担義務についても、その徴発過程で却って利益を享受する首長がいた。ニャロン・チキヤブが多くの首長に義務づけていた、官寨守備のための軍事力供出は、銀納と

いう形で履行される場合も多かったが、例えばGにみられるように、デゲ・ギェルボはニャロン・チキャブと結びつき、ニャロンから遠く離れたディムチ・ニェンガ²⁸⁾からの銀納入の過程に介入し、恣意的な収奪を行っていた。

また、前述したようにニャロン地方に隣接する地域・集団の中にはニャロン・チキャブの領域内に編入されたものも多くあったが、そこには、ニャロン・チキャブの庇護下に入ることで大土司への対抗を試みた勢力がいたことを見逃してはならない。その代表的なものが、Nにみられるタリ khra li という遊牧勢力である。タリはかつて、ニャロン地方南方に隣接するリタン・デパの支配を受ける小規模勢力であった。だが、後にゴンボ・ナムギェルの征服活動に追従し、また当時のタリの首領がニャロン地方出身であったことから、チベット軍によるニャロン地方制圧後はニャロン・チキャブに帰属した。その後、タリはニャロン・チキャブの庇護下で周囲の集団を吸収して勢力を拡大し、さらにはリタン・デパの属民をも接収せんとしたため、リタン・デパとの間で争いが生じた。1880年、タリはニャロン・チキャブの軍勢3千余を後ろ盾としてリタン・デパの軍と戦い、リタンの官寨を包囲した。リタン・デパの訴えを受けた四川総督丁寶楨は候補知府楊福萃等に命じてタリをようやく駆逐させた。しかし、ニャロン・チキャブの撤退に際しては交渉が難航し、楊福萃は茶600箱の提供などの譲歩を余儀なくされた。またタリを統率していた首長数名もニャロンの領内に逃亡したため、楊福萃による逮捕・処罰を免れた。

このように、ニャロン・チキャブの出現は隣接する在地の中小規模集団に勢力伸長の機会を与えた。そして、そうしたニャロン・チ

キャブの権威を背景とした在地の各勢力の活動は、清朝側の官僚による介入・取り締まりをも一層困難なものにし、当該地域一帯における清朝権力のさらなる後退をもたらしたのである。

ただし、このニャロン・チキャブの土司地域における影響力にも地域的偏差があったことには注意すべきである。[表]を含め以上に取り上げてきた一連の事例からは、ダライラマ政権への正式な服属を表明していたデゲ、ホル五土司などの北部地域一帯の各首長がニャロン・チキャブにしばしば依存する傾向にあった一方で、清朝官僚の移動ルートに用いられ官兵の配置が相対的に充実していた東方のチャラ、南部のリタンなどは、むしろニャロン・チキャブとは対抗関係にあった実態が看取できる。

しかし、ニャロン・チキャブによる支配の広がり、それにとまなう各首長の帰属関係の流動化は清朝側にとって無視できない事態であり、ニャロン・チキャブの権力行使を制御するためにその管轄範囲の明確化を企図していくが、この問題については(4)で扱うこととする。

(2) ダライラマ政権によるニャロン経営の背景

一方で、ダライラマ政権による土司地域支配の背景にはいかなる事情が存在したのであろうか。2.で述べたように、ダライラマ政権はゴンボ・ナムギェル勢力に対する軍事行動の過程ですでに土司地域における影響力拡大を企図していたと考えられるが、その支配体制構築後のダライラマ政権の意図や政策決定過程を知ることは史料制約もあり難しい。ただし、後述するように、20世紀初頭、清朝による再三に渡るニャロン地方の返還要

28) ディムチ・ニェンガは西寧辦事大臣管轄下で土千戸・土百戸などに封じられていた部族連合であり、一般に「玉樹二十五族」として知られる。ただし、ここで取り上げる事例の関連史料(『光緒朝硃批奏摺』116: 503, 光緒18年, 奎煥上奏)では「玉樹十二番族」と言及される。

求をダライラマ政権が強く拒み続けたことから見ても、そのギャロンから得られる利益はかなりのものであったと予想されるため、以下ではダライラマ政権にとってのギャロン経営の意味を可能な限り検証し、総合的に判断してみたい。

まず、ギャロン地方とラサの関係を財政的側面から考えることは重要である。ギャロン・チキヤブがギャロン内部及び周辺土司地域から吸い上げた富には、ギャロン経営の経費に充てられた部分も多く含まれていたであろう。また、ギャロン・チキヤブの支配が一時ギャロン内部の属民の激しい反発を惹起した経緯からは、ギャロン・チキヤブ自身の私利追求を背景とする恣意的支配があったことも想定できる（小林 2006b: 35）。しかし、DL13, Vol. ka, 108b, l.3~4 には以下のような興味深い記述がある。

〔ポタラ宮殿内にて、壬午年（1882）の〕10月3日にギャロン・チキヤブであるスルカン〔家〕出身〔のワンチェン・ノルブ²⁹⁾という名〕のダブンから五年の停留・居留の期間の収入会計をご報告する拝謁の際の献礼の品として曼茶羅、三依（仏像・経典・仏塔）と、どれにも金5両含まれる小包121とどれにも漢銀10両が含まれる小包275等を献上して、拝謁のお願いがあったので、お茶席を設けられました³⁰⁾。

つまり、ギャロン・チキヤブが任期終了にともない政府に収益を報告していたこと、ダライラマ個人に対しても一定量の金・銀を献上していたことが記録されており、ラサーギャ

ロン間の財政的な結びつきの一端が窺える。

また、ギャロン地方は金の有数な産地でもあり、当時東チベットを旅行した駐成都英国総領事は、ギャロンで採取された多くの砂金がリタンなどの隣接地域の市場で盛んに取引されていたことを記録している（Hosie 1905: 38）。そして清朝側の記録によると、ギャロン・チキヤブはギャロンの住民の採取した砂金に課税していた他、そうした砂金を安価で買い上げ、一部をラサへと上納していた³¹⁾。

さらに、当時のチベットをめぐる困難な政治状況は、土司地域支配に対するダライラマ政権の依存の度合いを高めさせたと考えられる。中国内地への交易ルート開拓を狙うイギリスは、光緒年間後期に入り、植民地インドより次第にチベットに対する圧力を強め、それは、1889年のチベット・シッキム国境での第一次英蔵戦争、さらには、1904年におけるイギリス軍のラサ進攻（第二次英蔵戦争）へと帰結し、ダライラマ政権はその都度軍事的対応を迫られた。第一次英蔵戦争の翌年の1890年、名代デモ・ホトクト（デモ・ティンレー・ラプギュー de mo 'phrin las rab rgyas）から清朝への書簡の中において、「例えば、昨年チベットとイギリスの国境紛争の際は兵馬を徴収しましたが、ダライラマ政権所属の地域はもちろんのこと、その他には土司地域においても皆徴発を行ったのであります」と述べており、「漢属」の土司地域においても徴兵を行ったことを認めている³²⁾。また、1909年（宣統元）には駐蔵大臣聯豫に対し、イギリス軍の脅威に対抗するために、ギャロン地方の「附近の各漢属（土司地域）に援助を得ること」を考えていると

29) Petech 1970: 149.

30) zla ba bcu pa'i tshes gsum la nyag sked spyi khyab mda' dpon zur khang ba nas lo lnga'i bsdad rgyun yong 'bab rtsis zhus kyi mjal rten legs 'bul du mandala rten gsum dang | gser srang lnga re yod ba'i thum brgya dang nyer gcig dang | rgya dngul srang bcu re yod ba'i thum nyis brgya bdun cu don lnga bcas phul te mjal kha zhus bra ja gral |

31) 『辺務』1126-1127, 1109, 宣統3年9月初10日, 米宗襄から傅嵩焘への詳, 及び小林 2004: 29-30を参照。

32) 「光緒朝軍機処漢文録副奏摺：民族類」591（リール番号）-931（コマ番号）、光緒15年末～16年2月頃、デモ・ホトクトから駐蔵大臣長庚への書簡（漢訳のみ現存）。

伝えている³³⁾。チベット進出を企図するイギリスと対峙する中、ダライラマ政権にとって、ニャロン地方を通じた土司地域での人員・物資の確保が重視されていたことがわかる。このように、ダライラマ政権のニャロン支配は、西洋列強との対峙にともなう軍事的・財政的要請を背景として展開したものであった。

(3) ニャロン・チキヤブの支配体制に対する清朝側の追認

既に2.(2)で述べたとおり、清朝内部では土司地域の政治状況に関する情報がほとんど蓄積されてはおらず、現地ニャロン・チキヤブが権力行使可能な範囲について、当初より清朝とダライラマ政権は認識を共有していなかった。しかしその後、現地において様々な事件が噴出する過程で、清朝は次第にニャロン・チキヤブがニャロンのみにとどまらず周辺の首長に対しても広域的支配を展開していること、さらに、そもそもニャロン・チキヤブが直轄するニャロンの範囲自体が戦争以前よりも拡張していることに気づき始める。しかるに、ダライラマ政権の所領たるニャロンをめぐる紛糾は清蔵関係を動揺させかねない敏感な問題であり、清朝は数々の事件の処理過程において妥協的対応を迫られる傾向にあった。

このような対応を端的に示すものとして、[表]のLのリタン・ニャロン境界地帯の領有権をめぐる紛糾とその処理過程は重要である。この地域一帯は早くにはJの事例にもみられるように、ニャロン・チキヤブとリタン僧院の間で属民管理をめぐる紛糾が発生していた。そしてこうした摩擦は、前述の遊牧集団タリとリタン・デパの抗争に至って一層深刻化した。さらに、2.(1)で言及したリタン北部のガ、チョン、シャ三地域（以下、清朝檔案史料の記載をもとに便宜的に「三壩」と略記）は、本来リタン・デパの管轄であった

にも関わらずニャロン・チキヤブが実効支配しており、境界地帯の土地・人間集団に対する管轄権はまったくあやふやな状態であった。

こうした状況に至っても丁寶楨は、ダライラマ政権との軋轢を避けるために、決してダライラマ政権のニャロン支配自体に異議を唱えることはなかった。ただし、ニャロンとリタンの「界限不清」なることは紛糾を惹起する深刻な要因であると考え、「どこが内地の疆域であり、どこがニャロンの疆域であるのか、境界の場所を明確に区分して界碑を分立することにより、この後、土司の管轄する部落にニャロン・チキヤブが越境して騒擾を起こすことはできず、ニャロンが管轄する地域についても、土司はまたごまかして侵犯することはできなくなる」と述べ、流動化した境界地帯の帰属関係の固定化による以後の紛糾回避を目指した。そして候補道台丁士彬に対して、ニャロン・チキヤブとリタン・デパ等との商議による境界画定作業を命じた³⁴⁾。

ところが、その後実際に現地丁士彬等によって行われた措置は、必ずしも丁寶楨の境界画定の理念を明確に反映したものではなかった。まず、ニャロンとリタンの境界線を示す「川蔵交界」の界碑は三壩北方とニャロン南方に位置する雄辣山に置き、これはリタン側に有利な従来の境界を採用した。だがその一方、善後事宜の詳細を記した「断牌」（裁決書）では、「三壩地方は、二十年来、一切の政令はことごとくニャロン・チキヤブが主持」していた現状に鑑みて、「三壩の一切の政令及び地方人民が従事すべき差務については、いずれもみな旧章を査照し、ニャロン・チキヤブが管理する」と、界碑以南の三壩に対するニャロン・チキヤブによる支配権を事実上承認したのである。そして、ニャロンとリタンの実質的な境界として、別個に三壩の南側に「里塘三壩交界」の界碑を設けたため、「川蔵交界」の界碑は過去の地理的限界を示

33) 『辺務』370-375, 0337, 宣統元年2月16日, 西蔵三大寺及び僧俗官員等から聯豫への書簡。

34) 『丁文誠公遺集』2391-2394, 卷20, 光緒6年12月28日, 「請飭駐藏大臣勘明内地疆域劃界立碑片」。

す象徴的な意味しかもたなくなつた³⁵⁾。

こうしたニャロン・チキヤブ側に対する大きな譲歩と引き替えに、丁士彬は同断牌において、三壩がかつてリタン僧院に納入していた負担金及び現地の交通に供与していた荷駄獣などについて、ニャロン・チキヤブの監督のもとで、従来通りその義務を履行することを定めた。ただし、一方で断牌は、ニャロン・チキヤブに対してこれまで貢納を行っていた、附近の遊牧勢力ユンル・ブンポ g-yon ru dpon po (毛丫長官司) 等に対して、その貢納の継続を義務づけている。さらに、紛糾の原因であったタリはニャロンからリタン・デパの管轄に移管されたものの、それまでタリがニャロン・チキヤブに毎年納入していた60両は、100両に増額の上、以後も継続的に納めることが成文化された(H)。つまり、ニャロン・チキヤブが構築していた既存の貢納・負担システムについては行政区分の拘束を受けることなく維持することを認めたのである。

このように、丁士彬の善後処理はニャロンとリタンの領域を境界線で両断してそれぞれの排他的な収奪対象を定めたというよりも、むしろニャロン・チキヤブの現状の支配体制をほぼ追認する形で処理したものであった。そして、一連の善後処理の報告を受けた丁寶楨はこれを承認し、「川蔵はともに平安」となると上奏したのである³⁶⁾。

当初の意図と必ずしも一致しない善後処理を認め、境界問題の早期の幕引きを計った丁

寶楨の対応の背景には、当時、チベットをめぐる国際情勢が緊迫化する中における清蔵関係悪化への懸念があったと思われる。19世紀中葉以降、内陸通商ルート開拓を目指していたイギリスは、マーガリー事件(1875年)をきっかけに締結された芝罘条約(1876年)の「特別条項」において、北京から甘粛・青海を経て、または四川・チベット経由で、インドに行く探検隊を英国が出す際に清朝側がその安全を保障する措置をとるという約束を取り付けた(坂野1973: 333-336)。だが、西洋人に対して強い警戒心を抱いていたダライラマ政権は、清英二者間で締結されたこの条約に強く反発していたため、条約内容を履行して使節団の受け入れを優先しようとする朝廷との意見の懸隔は大きかった(箱田2005: 87-88)。

これに対して丁寶楨は、イギリスのチベットに対する通商要求の先に、隣接する四川省への進出の意図を疑い、危機感を募らせていた。よって、そのイギリスとの安易な通商の開始に強い懸念を抱くという立場から朝廷の立場とは一線を画し、むしろダライラマ政権の反英姿勢に一定の理解さえ示していた(平野2004: 255-266)。そして、通商開始をダライラマ政権に強要することが清蔵関係の悪化に繋がりイギリスに介入の隙を与えるという認識のもと、四川辺防を意識した極めて実践的な観点からダライラマ政権との関係維持・強化を強く主張していた³⁷⁾。従ってニャロン問題の処理に関しても、ダライラマ政権

35) 「衙門檔」64-37~50, 光緒10年5月22日, 丁士彬からニャロン・チキヤブへの札。

36) 『丁文誠公遺集』2731-2740, 卷24, 光緒10年閏5月29日, 「瞻對里塘劃界碑摺」。三壩のニャロンへの割譲はダライラマ政権を満足させるための譲歩であったが、一方の名目的な「川蔵交界」の界碑の設置は、清朝側のこうした譲歩を覆い隠す意味をもっていた。実際、興味深いことに、丁寶楨は同上奏において「稽志文於本年三月二十八日, 眼同三面在里塘之鳴壩・穹壩・阿壩三壩之北雄嶺山豎立川蔵界碑一座, 又於三壩之南, 里塘之北立碑一座, 以示區別。三壩仍係川疆, 歸里塘管理」と、この界碑を根拠に三壩をリタンに帰属するものとして朝廷に報告し、善後処理をあたかも清朝側にとって有利に進めたかのように説明しているのである。附言すると、丁寶楨のこの記述は中国・チベット間の境界紛争が激化していた民国時期の知識人にも一定の影響を与えた。特に、査騫や任乃強などは、この丁寶楨の上奏を根拠として、三壩がニャロン・チキヤブの占領下から分離されてリタンの境域に入ったものとみなしている(査1917: 43下-44上; 任1933: 227-232)。

37) 『丁文誠公遺集』2947-2957, 卷26, 光緒11年10月26日, 「西蔵通商事後摺摺」。

との軋轢の回避を前提条件とし、妥協的対応を取らざるを得なかったのである。

さらに、このようなダライラマ政権との関係を意識した清朝側の善後処理の特徴は、Gのディムチ・ニェンガの事例にもみることができる。ディムチ・ニェンガは、前述のようにかつてゴンボ・ナムギェルの蹂躪を受けていたが、動乱終結後、そのダライラマ政権による「救護の恩」への報恩として、ダライラマ政権の属下に帰したニャロンの官寨の守備費用に毎年銀1200両を支払うことを義務づけられた。しかし、当時のディムチ・ニェンガは「異常に窮苦」していたことにより、その毎年の支払いを履行できず、それをきっかけとして、ニャロン・チキャブの権威を借りたダゲ・ギェルボがディムチ・ニェンガを侵犯するという事件が起きた。これを受けて、1890年、駐蔵大臣升泰はディムチ・ニェンガの兵費の免除をダライラマ政権に要求した。だがダライラマ政権は、こうした官寨守備費用はディムチ・ニェンガ以外の各首長も納入しているものであり、一旦ディムチ・ニェンガに対する免税を許可すれば、その他の者もそれに倣い納入拒否という行為をとりかねない、としてその要請に難色を示した。これを受けた升泰も全免措置は撤回し、毎年の納入額を200両まで減額することで決着を試みた³⁸⁾。つまり、ダライラマ政権はニャロン・チキャブと土司の間に設定された負担システムの維持を公然と清朝に訴え、また清朝もその現状をしぶしぶ容認したのである³⁹⁾。

以上のように、ニャロン・チキャブの支配体制に関する実情把握が遅れ、さらにダライラマ政権への強硬姿勢を示すことができなかった清朝は、現地で多発する紛糾に対する処置も後手に回らざるを得ず、ニャロン・チキャブの支配体制の既成事実を追認するとい

う対応をとったのである。

4. 清末新政と東チベット支配の再編成

(1) 「ニャロン回収」論の台頭と新政の開始

しかし、日清戦争終結後、列強の中国進出に伴う領土分割に対する危機意識が清朝内部で広く共有されるようになるにつれて、ニャロン問題と全国的な安全保障上の脅威を結びつけ、ニャロンを四川省の帰属へ戻すべきであるという「ニャロン回収」（「本来あるべきところに取り戻す」ことを意味する「回収」という語が用いられた）の強硬論が台頭し始める。当時、そうした主張を行った代表的人物が四川総督鹿傳霖（在任期間：1895～1897年）である。鹿傳霖はチベットを通じたイギリスの四川侵入を強く警戒するという点において、丁寶楨以来の危機意識を継承していた。ただし一方では、チベットが清朝の「主権」下にあることをかなり明確に意識し始めていたということ、さらにチベット政策における土司地域の戦略的重要性に関する一層強い自覚をもっていたという点において特徴的な人物でもあり、その提議する施策もより強権的な傾向を有していた。それは第一に、イギリスがチベットへと勢力を拡大した際に四川を保全するために、ニャロンの管轄権を四川省に回収し、四川・チベット間の帯域である土司地域の防備を図るべきであり、第二に、清朝とイギリスとの間に次第に印蔵間の通商及び境界問題に関する条約体制が構築されるという状況に鑑みて、土司地域の支配強化と成都—ラサ間の交通・通信の強化を通じてダライラマ政権への政令伝達を円滑化することで「ダライラマが必ず天威に震撼する」状態にすれば、条約内容の履行をチベット側に強制できるとするものであった（鹿傳霖自身は一連の施策を「保川図蔵」として力

38) 『光緒朝硃批奏摺』116: 455-456, 光緒16年, 升泰上奏。

39) その後、ニャロンをめぐる紛糾における清朝のダライラマ政権側に対する譲歩は1890年代前半まで継続した（小林2006: 35-36）。

説する)。そして1896年、ついに鹿傳霖は、ダライラマ政権からの強い反発を押し切ってニャロンへの軍事制圧を強行した（小林2004: 21-26）。

ところが、清朝内部では反英的姿勢を貫くダライラマ政権を懐柔して条約履行を促すべきという意見が結局は優勢となり、鹿傳霖の主張するような強硬論は必ずしも支配的にはならず、続く1897年、朝廷は鹿傳霖を解任するに至るのである（小林2004: 26-29）。

しかし、このように慎重意見が優位を占めていたニャロンに対する政策論争は、20世紀初頭に至り次第に強硬論へと収斂されていく。それは、1904年のヤングハズバンド使節団のラサ進軍と英蔵間での条約締結という、領土保全に関わる危機の現実化と、続く1905年3月のバタン事件⁴⁰⁾の制圧を契機とする建昌道台趙爾豊による東チベット新政の始動という、近代化プロジェクトへ向けた動きが深く連動する中でのことであった。

1906年8月、新設の川滇辺務大臣に就任した趙爾豊は、土司地域一帯における新政の推進を委ねられ、続く1907年には、設官・屯墾・興学・練兵・開鉱・通商の6項目に渡る諸改革案を提示する⁴¹⁾。こうした政策はもとより鹿傳霖と同じく東チベットの戦略的重要性に対する認識を背景とするものであったが、実際に趙爾豊が現地で諸改革に着手するためには、この地域の主要な権力者である土司・寺院等の権力基盤を、「改土帰流」を通じて解体・接収することが必要となった。だが、土司地域の状況把握を進める過程で趙爾豊が直面した現実には、強力な清朝統治権力の不在という状況の中で、既にニャロン・チキヤブが土司地域一帯に支配を展開しているというものであった。趙爾豊が1908年12月10日、同年より四川総督に就任した兄の趙爾巽と連名で軍機処に対して送った以下の

報告からは、この問題に対する趙爾豊の具体的な認識がみてとれる。

[ダルツェンドを] 出関してより、沿途にてニャロン・チキヤブ（瞻対番官）を訴える者が続々と現れ已むことが無い。思うに、各土司は平時このニャロン・チキヤブのために働いており、ニャロン・チキヤブが通過するところではウラを提供するもの、ニャロン・チキヤブは一銭も代価を支給せず、さらに道場（タウ ta'u）の一カ所及び孔撒（カンサル）・麻書（マスル）の二カ所の百姓は毎年ウラを提供すること、数千にも及んでいるのである。ニャロンは打箭炉（ダルツェンド）において貿易をしているため、往来する貨物は全て道場の人々によって運搬されている。わずかでも手違いがあれば即座に金銭を騙り取られ、小民は実にその苦しみ耐えることが出来ない状況である。さらに各土司はまた官寨守備の銀両を納めなければならず、朱窩（テウォ）という最も規模の小さい一土司は、毎年必ず千余元を納入しており、その規模の大きさは明らかであり、聞くところによると、数千元を支払う者もいるという。最も憎むべきものは、かのニャロン・チキヤブの意思は部落を併呑せんとするところにある。あろうことか、章谷屯（ザコク）の一カ村、里塘（リタン）の三カ村（三壩）、近頃は更に革什咱土司（ゲシェツァ・ブンボ）の全部落を占領したのである。今回、革什咱の境域に到着したものの、抗いてウラを支給しようとせず、ニャロン・チキヤブ等がこれを利用してないわけではない。各土目に「ウラを提供し、官寨守備の銀両を徴集し納入することは、いつから始まったことか」と尋問した。回答したところによると、「大皇上がニャロン地方をダライラマ

40) 前年よりバタンで改革に着手していた駐蔵幫辦大臣鳳全が現地のチベット人に殺害された事件（Coleman 2002: 38-48）。

41) 『辺務』118-125, 0108, 光緒33年5月17日、趙爾豊上奏。

政権に賞与し、彼等が到来して搾取を開始した以上、土司等はどのようにしてそれに遵わないことができましょうか。ニャロン地方がダライラマ政権に賞与される以前は、決してこのようなことはありませんでした」とのことであった。……その上、近來このニャロン・チキヤブは土司の訴訟事務にまで干渉し、現地のチベット人で悪賢い者は、皆訴訟目的でニャロン・チキヤブのもとに赴き、そのような人間をニャロン・チキヤブは一方的に庇護しているため、各土司はまた為す術が無いのである。このように土司が次第に管轄の権限を失し、ダライラマ政権はその併呑の志を実現することが可能となるのである⁴²⁾。

まずは、ニャロン・チキヤブによるウラの徴発について懸念を表明している。そもそもウラは、清朝・ダライラマ政権ともに、現地の土司を通じてその属民から拠出させる無償労働であった。しかし当時の趙爾豊は交通手段確保の円滑化のために制度改革に着手していた。そしてウラを有償化し、土司を廃して保正・村長を通じた調達に切り替えて中間搾取を防止し、利用距離や官僚のランクに応じて対価(脚価)を調整しようとしていた(Wang 2006: 203-204)。したがって、ニャロン・チキヤブによる土司地域でのウラの無償徴発は、改革の徹底を目指す趙爾豊にとって看過できないものであった。また、ニャロン・チキヤブの官寨守備費用の徴収、ニャロン隣接

地帯の占拠、土司関連の訴訟事務に対する干渉を問題視し、ニャロン・チキヤブが土司地域に及ぼしていたこうした影響力を革除することを、自らの改革遂行における重要課題として認識した。そして、「ニャロン地方を回収できなければ、ダライラマ政権の勢力を撤退させることはできず、事態にとって結局は大益が無いのである⁴³⁾」と述べ、ニャロン地方の接収によって土司地域における支配の一元化をはかる必要性を説いて軍機処の説得を試みた。

なお、この時期に趙爾巽・趙爾豊はこのようにしばしば軍機処に対して政策への理解を求めているが、それはかつてニャロン回収強硬論を唱えた鹿傳霖が1900年より軍機大臣に就任していたことを念頭に置いたものでもあった⁴⁴⁾。そしてこうした趙爾巽等の要求を受ける中で朝廷も、同年12月5日に上諭を下し、ニャロン回収に関して趙爾巽・趙爾豊と駐蔵大臣聯豫に協議を進めるよう命じるのである⁴⁵⁾。

(2) 趙爾豊とニャロン・チキヤブの交渉過程

朝廷の見解がニャロン回収に前向きなものへと傾斜していたとはいえ、1897年の鹿傳霖の革職にもみられるように、ニャロン回収の強行は趙爾豊にとっても自らの地位を危うくする可能性を有する政策であり、「滋老(鹿傳霖)の轍を踏む」ことの無い慎重さが要求された⁴⁶⁾。したがって趙爾豊のニャロン回収は、ニャロン・チキヤブと首長達との間に設

42) 『辺務』259-260, 0235, 光緒34年11月17日, 趙爾豊から軍機処への電。

43) 同上。

44) 『辺務』639, 0580, 宣統2年4月19日, 趙爾豊から趙爾巽への電。同年3月に外務部・軍機処からニャロン回収への慎重意見が示されたことに対して、趙爾豊は「政府は滋(鹿傳霖)を除く外、余りは皆取贖を以て然りと為さざるを知る」としており、鹿傳霖を朝廷内部でニャロン回収に賛同する人物として認識していることがわかる。また、同時期の軍機処におけるチベット政策の決定過程に関する鹿傳霖の位置付けについてはHo 2008: 22を参照。

45) 『大清徳宗景皇帝実録』巻4, 光緒34年12月丙辰(初5日)条。

46) 『辺務』600, 0549, 宣統2年3月12日, 趙爾豊から趙爾巽への電。また、趙爾豊は趙爾巽への書簡の中で、鹿傳霖撰の『籌贖奏稿』の参照によって、ニャロン回収の困難さを強く認識したことを伝えている。『辺務』406-408, 0364, 宣統元年7月, 趙爾豊から趙爾巽への函。

定された統属関係を解体してニャロン・チキヤブの権力基盤の外堀を埋めつつ、同時にニャロンからの退去を勧告していくという方法で進められた。この後、趙爾豊とそれに反発するダライラマ政権及びニャロン・チキヤブの間で激しい応酬が始まるが、以下、両者の文書のやりとりを取り上げつつその経緯を辿ってみる。

趙爾豊がまず問題とした点は、ニャロン・チキヤブが周辺の土司等各首長に課していた、ニャロンの官寨守備のための銀・軍事力の供出を初めとする各種負担義務に関してであった。1908年11月26日に趙爾豊はニャロン・チキヤブに対して、

ニャロン地方は、以前に大皇上がチベットに賞給し、チベットより官僚を派遣して管理するものである。しかし、朝廷が賞したものはただニャロンのみであり、汝ニャロン・チキヤブが管理すべきは、ただニャロンのみにとどまるものである。これ以外の各土司は皆、大皇上の臣民であり汝とは関係が無い。汝は既に〔土司を〕管理することができないのであり、さらに〔土司は〕汝のために働くこともしないのである⁴⁷⁾。

と札文を送った。つまり、その権限がニャロン支配のみに限定されるものであるとして、周辺の土司地域に対する干渉を禁じたのである。また、ここで述べる「大皇上の臣民」とは、清朝統治権力が各首長に対して排他的な関係を確立していることを主張する意味を含

んでおり、趙爾豊がニャロン・チキヤブと首長達の間の統属関係を否定するためにしばしば用いた表現である⁴⁸⁾。

こうした趙爾豊からの非難に対してニャロン・チキヤブは、各首長との関係を1865年のゴンポ・ナムギェル勢力の制圧直後の状況と関連づけて次のように説明する。

中ニャロンのゴンポ・ナムギェルを、ダライラマ政権が暖かい人命と財を顧みることなく〔動員して〕駆逐なさり、ダライラマの寺院荘園にて灌頂を受け（ダライラマと結縁を結び、信者となって）〔その時〕以来、各土司（*thu si*）は死者が再生したかのごとく、自らの権勢と独立を〔再び〕確立なさったこのことの恩恵を認識して、ダライラマ政権に対する自発的な報恩としての税金を信仰心から献納したことはダライラマ政権の文書中に記載してある旧例であるため、ニャロン・チキヤブが以前に、無理矢理に課しているものではないのは確かであります⁴⁹⁾。

つまり、ダライラマ政権の尽力による地域一帯の秩序回復を契機として在地の各首長とダライラマの宗教的關係が確立され、首長側が「信仰心」にもとづき自発的に納税を申し出たことを主張し、その課税の正当性を訴えたのである。趙爾豊が土司地域における一元的支配の確立を目指していたことに対し、ニャロン・チキヤブが自らと首長達との統属関係を、単一の正当な排他的関係とはみなしてお

47) 『辺務』253, 0226, 光緒34年11月初3日, 趙爾豊からニャロン・チキヤブへの札。

48) この他、「大皇上の地土」「大皇上の百姓」などが、改土歸流後における旧土司支配下の土地や属民の接収を正当化する表現としても用いられた。『辺務』95-103, 0081, 光緒32年12月22日, 巴塘善後章呈。

49) *nyag rkyed mgon rnam gzhung gnas nas mi srog rgyu dron 'dzems med kyi mthar bskrod mdzad de tā la'i bla ma'i chos gzhis su dbang lung thob pa nas bzungs thu si khag 'chi ba slar gso pa bzhin rang byus rang bdag gi bzhag bkod mdzad pa 'di'i bkrin ngo shes nas gzhung gnas su blos blang kyi drin gso'i dngul khral dad 'bul zhus ba bod gzhung gi deb gsal sngar srol las spyi khyab gong dus dbang bshed btsan 'gel bgyis pa min nges* 「衙門檔」62-14～20, 宣統の第一番目の〔年の〕チベット〔曆〕の正月23日（1909年3月15日, 宣統元年2月24日）、ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡。

らず、むしろ首長達の「ダライラマへの帰依」と人的・物的資源抛出の「自発性」を強調しつつ説明すれば清朝側も承認しうる関係であると考えていたことが読み取れる。しかしこうした発言は、単に仏教的ロジックを用いた土司支配の解釈・説明ということのみにとどまるものではない。かつて実際に、現地の首長・属民が苦境に陥った末にダライラマ政権に庇護を求め、それに応えて大規模な遠征を遂行した結果として獲得した権限であるという事実関係に裏付けられた強い権利意識を反映するものでもあった。

こうしたニャロン・チキヤブからの反論もあり、両者の間では、かつてのチベット軍によるゴンポ・ナムギェル制圧の功績をどう評価するのかという問題が、土司地域の支配の正当性をめぐる重要な争点となった。趙爾豊はまず「ゴンポ・ナムギェルが当時侵略した者は一、二の土司の地に過ぎず、各土司にまで被害は及んではいない」とみなし、さらにダライラマ政権の発動した軍事行動は、幹線ルートの交通の回復を目的としたものであり「どうして各土司を保護するために到来したなどといえようか」と述べた。また、この約四十年間にダライラマが東チベットで徴収した税額もすでに百万余両に及び、土司の報恩の限度を超えているという認識を示した⁵⁰⁾。これらはもとより、過去の経緯を詳細に検証した上での言説というよりも、ダライラマ政権のニャロン制圧の功績と土司地域の秩序回復の意義を矮小化することを目的とするものであった。

なお、趙爾豊がチベット語を解さずに、その漢訳文書に依拠して政策決定を行っていたことを想起した場合、チベット語・漢語両文書における内容・概念の差異が趙爾豊の言

説に与えた影響も看過できない。たとえば、1909年4月にニャロン・チキヤブが趙爾豊に対して土司地域での課税の正当性を説明するために送った書簡⁵¹⁾に用いられた、「税金」を示す *dngul khral* という文言は、衙門で「差徭」と訳されたが、これに関して趙爾豊はニャロン・チキヤブへの返答の中で、「差徭」の二字は、必ず属地においてまさにその名目を有するべきものである。各土司は皆な大皇上の属土であり、チベットは どうしてその「差徭」を徴収することができようか。現在これを徴収し、またさらにこれを徴収し、そしてまた永遠にこれを徴収せんとしている。このような道理が有るものか」と述べた⁵²⁾。自身の目にする文書が翻訳であるということへの留意は無く、むしろ漢語の行政用語の意味を意識的に利用しつつ、ニャロン・チキヤブを批判する論理を補完しようとしたことが看取できる。

一方、趙爾豊は土司をはじめとする各首長に対して、ニャロン・チキヤブ及びその配下の者達が事前に「脚価」を支払わない限りウラを提供しないように通達していたが⁵³⁾、これを受けた各首長の反応の一端は以下のニャロン・チキヤブから趙爾豊に宛てた書簡からも読み取ることができる。

大臣閣下（趙爾豊）がデゲにご到来したのにあわせて、それぞれ〔各地の土司等の〕属民たちはチベット政府に対して旧例を守らず、法を遵守してはならないことをもって、ご命令を賜ったといひます。デゲの領地や、ホルコク等の各々は〔その趙爾豊の命令に従って〕官寨防備費や大切な交通路〔の運搬労役〕の納税をやめました、〔その結果として〕ダライラマの財源である税

50) 『辺務』312-314, 0288, 宣統元年閏2月, 趙爾豊からニャロン・チキヤブへの札。

51) 「衙門檔」62-20~25, 宣統の即位した第一番目の年の〔チベット曆〕2月23日(1909年4月13日, 宣統元年閏2月23日), ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡を参照。

52) 『辺務』312-314, 0288, 宣統元年閏2月, 趙爾豊からニャロン・チキヤブへの札。

53) 『辺務』254-255, 0228, 光緒34年11月初3日, 趙爾豊から土司等への曉諭。

金を徴収する部門も途中で停止した結果、文書の移送、運搬すらも従来どおりに続く術がなくなりました⁵⁴⁾。

つまり、1865年にニャロン・チキャブへの服従を誓った首長達は、より強大な清朝軍の到来に際して、ニャロン・チキャブに対する負担義務の履行を拒否し始めたのである。こうした各首長の対応の背景を詳細に知ることは難しいが、土司地域の改革を強行する趙爾豊に対して協力・依存することで自己の既得権益の擁護を試みたという側面は想定できる。このように、趙爾豊は在地の首長の取り込みを通じて、土司地域におけるニャロン・チキャブの支配体制の一端を解体していった⁵⁵⁾。

ただし、このようにニャロン・チキャブと各首長の統属関係が次第に解消されていく一方で、もう一つの懸案事項であった、ニャロン・チキャブがニャロン地方の隣接地域に所有していた領地の帰属問題に関しては、趙爾豊の思惑通りには進まなかった。

まず、ニャロンとリタンの境界に位置した三壩の帰属は、1907年にリタン・デパの改土帰流を終えていた趙爾豊にとって重要な課題であった。前章で論じたように、1884年、四川総督丁寶楨の介入によって三壩はニャ

ロンの所有地として認められていたものの(3.(2))、この事実関係を未確認であった趙爾豊は三壩をリタン・デパの境界内に位置するものと捉え、ニャロン・チキャブに対して返還を命じていたのである⁵⁶⁾。こうした趙爾豊の要求に対して、ニャロン・チキャブは1909年1月に趙爾豊への書簡において、

目上の者が決めるべき事を配下の者は決めがたいので、最上の主たる護持者ダライラマ、そして、名代である前座主リンポチュェ、助理大臣、チベットのツォンドゥ等に御相談いたします。〔その結果、〕愚私ニャロン・チキャブに責務を惜しむことなきことよって行方〔べき〕方法を行方のが良いという御許可を〔ダライラマ等から〕頂くことができましたときには、土地・属民を〔趙爾豊に〕献上申し上げる必要があるはずで、申し上げないなどということはありません。然るにそうではなくて、私自身〔の裁量〕で土地・属民を献上申し上げましたら、趙大臣閣下は愚私ニャロン・チキャブ一人をお守り下さり、褒賞を賜るのであるとおおせですけれども、偉大なるチベット政府は〔私に〕厳しい法的処罰を賜ることは疑いありません⁵⁷⁾。

54) am ban mchog sde dger phebs bstun phan tshun mi ser rnam nas bod sde pa gzhung la sngar lam 'dral rgyugs khriims 'khur mi chog pas bka' gnang byung zhes sde dge'i mnga' khong dang ○ hor khog sogs phan tshun sa srung gser lam leb bcad kyi tā la'i bla ma'i mdzod 'bab khral bsdu khag kyang lam bar bkag bskyil gyi mtha' na yig skyel rta bshad tsam sngar rgyun 'gro lam med pa 「衙門檔」63（頁番号欠落）チベット暦12月9日（1909年1月30日、宣統元年正月初9日）、日付の比定については注25。

55) ただし東チベットの首長達にとって、こうしたニャロン・チキャブの支配への反発や義務履行の拒否が、必ずしもダライラマの宗教的權威の否定をも意図していたものではなかったことについては、19世紀末のニャロンの在地有力者層の言動から窺知することが可能である（小林2006b: 34）。

56) 『辺務』262, 0240, 光緒34年11月29日、趙爾豊からニャロン・チキャブへの札。

57) dpon thag g-yog'i chod dka' bas gtso cher skyabs mgon tā lai bla ma dang ○ srid skyongs las tshab [khri zur] rin po che ○ las rogs blon chen ○ bod ljongs tshogs 'du rgyas sdeng bcas la bka' mol gyi phran nyag spyir khag 'phangs med pas bya lam byed bde'i bka' 'khrol ba [stsal] thub tshe sa sde rtsis 'bul zhu dgos mchis rung ma zhus tshad bral las de min rang gir sa sde stsis 'bul zhus tshe am ban mchog nas phran nyag spyi gcig [...bskyangs] bdag rkyen gnang rgyu phebs kyang ○ gzhung sa mchog nas bka' nyes drag po gnang ba gdon mi za ba 「衙門檔」63-20~21, 光緒帝の御時世の34年、チベット〔暦〕の12月9日（1909年1月30日、宣統元年正月初9日）、ニャロン・チキャブから趙爾豊への書簡。

と反論し、ダライラマ政権の官僚である自らにとって、清朝官僚である趙爾豊の命令が特別の優先順位を有する理由は無いことを伝え、三壩等の領地返還を明確に拒絶した。こうした発言に関して王秀玉は、当初ニャロン・チキヤブが趙爾豊を下級官僚とみなしていたことによると説明する (Wang 2006: 266)。しかし、ニャロン・チキヤブは同時期に趙爾豊へ送った書簡において、「天に選ばれた大皇帝の命令により派遣された第一の品級を持つ趙大臣 (gnam bskos gong ma chen po'i bkas mngags rim pa dang po'i go gnas 'dzin pa blon chen sgrab rtā zhing chen po)」と、「欽命頭品頂戴」を反映する宛名を用いている(「川滇辺務大臣」という役職をどの程度理解していたのかは不明確)⁵⁸⁾。つまり、ニャロン・チキヤブは趙爾豊の地位の高さを一定程度認知した上で、なおもその自らとの統属関係を否定していたのである。

趙爾豊はその後、里塘糧台からの報告を通じて、ダライラマ政権による三壩領有が過去に丁寶楨により公認されたものであることを知るに至る⁵⁹⁾。そして続く1909年7月には、ダライラマ政権からニャロン・チキヤブ経由で趙爾豊に向けて、1884年の境界画定交渉で丁士彬がラサ側に交付した断牌⁶⁰⁾を添えて書簡を送り、その領有の根拠を提示したことを受けて、三壩の接収に慎重姿勢を取らざるを得なくなった⁶¹⁾。前述の負担義務の解消が各首長の履行拒否によって比較的容易に進んだこととは対照的に、ニャロン・チキヤブ

自身が直接の管理者となっていた領地についてはなおも介入が困難であり、現状維持を続ける他無かったのである。

(3) ダライラマ政権の土司地域支配の終焉

上記のような一連の趙爾豊からの圧迫に対して、ダライラマ政権は趙爾豊と朝廷双方に対して重ねて抗議をおこなった。とりわけこの時期、朝廷が趙爾豊を駐藏辦事大臣に暫時任命し、軍隊を率いてラサへと進軍することを命じていたこともあり、東チベットで寺院弾圧などを展開した趙爾豊を恐れるダライラマ政権は、その西進にも強く反発していた⁶²⁾。当時、ダライラマ十三世はヤングハズバンド使節団によるラサ進軍にともないモンゴルに亡命、次いで北京を訪問しており、ラサでは前ガンデン寺座主ラモシャル・ロサン・ギェンツェン bla mo shar blo bzang rgyal mtshan が名代を務めていた。そして1909年夏に、名代はニャロン・チキヤブ経由で趙爾豊に書簡を送り、ニャロンに対する数々の圧迫について不満を表明した。その際に名代は「戸外の雨による屋内の雨漏りに苦しむような悲観と失望の果てに心を外に向け、大皇帝の恩恵を無駄にするというようなこの類の危険がまったく起こらない[でしょうか]。[この危険]について御考慮くださりますよう何卒お願いいたします⁶³⁾」と述べ、「戸外の雨」というたとえで表現している趙爾豊によるニャロンへの圧力が、チベットを深く失望させ清朝から離反させかねないもの

58) 「衙門檔」63 (頁番号欠落), チベット暦12月9日(1909年1月30日, 宣統元年正月初9日), ニャロン・チキヤブから趙爾豊への書簡。日付の比定は注25。

59) 『辺務』366, 0330, 宣統元年5月29日, 趙爾豊からニャロン・チキヤブへの札。

60) 「衙門檔」64-37~50, 光緒10年5月22日, 丁士彬からニャロン・チキヤブへの札。

61) 『辺務』434-435, 0388, 宣統元年9月初10日, 趙爾豊から名代(ラモシャル・ロサン・ギェンツェン)への札。

62) 『辺務』370-375, 0336, 宣統元年2月16日, 西藏三大寺及び僧俗官員等から聯豫への書簡; 同書375-377, 0337, 宣統元年2月26日, 西藏三大寺及び僧俗官員等から聯豫への書簡。

63) phyi yi char pa las ○ nang gi thigs pa sdug 'dra'i blo 'pham yid chad mthar blo kha phyr phyogs kyis gong ma chen po'i bka' drin chud bzos su 'gro nyen 'di rigs gtan nas mi 'byung ba'i dgongs pa che bzhes yod pa ci nas zhu ○ 「衙門檔」64-51~54, 宣統の即位した第一番目の〔年のチベット暦〕6月18日(1909年8月4日, 宣統元年6月19日), 名代から趙爾豊への書簡。

であるとして、強い警告を発したのである。しかし趙爾豊は却って、「天恩がどれだけ高いものであっても、人を礼法の外にほしいままに出すことはできないものである」と名代を批判する返事を送った⁶⁴。ニャロン問題に対する趙爾豊のこうした非妥協的態度は、清蔵関係の悪化を一層促進させるものであった。

ところが、趙爾豊の強権的な政策と、チベットにおける清朝の影響力の急速な高まりは、チベットに隣接する英領インドにとっても脅威と認識されるようになった。こうした中で1910年4月、四川軍のラサ進軍に関して駐北京英国公使マックス・ミュラーから外務部に照会があり、チベット及びヒマラヤ諸国（ネパール、シッキム、ブータン）に清朝が必要以上の軍事力を展開した場合には、同様にインド政府側も軍事的な対抗措置をとる可能性がある、という警告が伝えられた⁶⁵。これを受けて同月、軍機処と外務部が連名で趙爾巽に電報を送り、イギリス側の対応を説明しつつ、ニャロン回収措置を暫時停止すべきという見解を示した⁶⁶。外交問題を含む、チベットをめぐる複数の政治的課題に対処していた朝廷にとって、ニャロン回収は必ずしも最優先の政策ではなかったことが窺える。

しかし一方で、趙爾豊は土司地域における改土帰流を推進し、ニャロン地方の周辺に清朝軍を配備することにより、回収に至る条件を次第に整えていった。また1909年夏において、ニャロン・チキヤブとの間に強い統属関係にあったデゲ・ギェルポの支配権接収が進展し、ニャロン・チキヤブの土司地域にお

ける影響力を減退させたことは、趙爾豊を勢いづかせていた⁶⁷。ただし、ニャロン回収に対して朝廷が躊躇していることに鑑み、趙爾豊はニャロン地方西部のサゲン sa ngan（三岩）を制圧した部下の張継良をニャロン地方への通路にあたる甘孜に進駐させてニャロン・チキヤブを牽制し、「表面上ニャロン攻略を目的として掲げぬまま、座してその地を回収することが可能になる」と、ニャロン・チキヤブの自主的撤退を誘導するよう試みた⁶⁸。趙爾豊は、朝廷からの支持が得られない中でも、独自に政策実現へ向けた布石を打っていたのである。

続いて、膠着状態の続いていた1911年4月、朝廷において民政部が「各省における土司を一律に改土帰流すべし」と上奏し、硃批による許可が下されたこと、その奏摺内に四川内部の「未改流」地域としてニャロンが挙げられていたことを受けて、趙爾豊はラサの聯豫にニャロン回収の遂行を伝える咨文を送った⁶⁹。また、ニャロン地方内部の頭人層に檄を飛ばし、「投蔵」か「投漢」いずれかの決断を迫ることで、ニャロン・チキヤブの権力基盤を内側から切り崩す作業に取りかかり、さらにニャロン・チキヤブに対して期限付きの退去勧告を出した⁷⁰。こうしてニャロン・チキヤブ率いる支配集団はラサへと帰還を余儀なくされ、ニャロン地方は「懐柔県」として川滇辺務大臣の管轄下に帰した。こうしてダライラマ政権が約45年間保持してきた東チベット支配の拠点は趙爾豊の主導によって接収されたが、この過程で醸成されてきたダライラマ政権の清朝に対する不信任感

64) 『辺務』434, 0388, 宣統元年9月初10日, 趙爾豊から名代への札。

65) FO535/13, Mr. Max Müller to Prince Ch'ing, April. 11, 1910 Enclosure. 1 in Mr. Max Müller to Sir Edward Grey, No. 67, April 22, 1910.

66) 『辺務』618-619, 0570, 宣統2年3月, 軍機処・外務部から趙爾巽への咨。

67) 『辺務』411-412, 0369, 宣統元年8月10日, 趙爾豊から趙爾巽への電。

68) 『辺務』764, 0700, 宣統2年9月3日, 趙爾豊から趙爾巽への電。

69) 『辺務』918, 0804, 宣統3年3月24日, 趙爾豊から聯豫への咨。

70) 『辺務』932, 0817, 宣統3年4月初7日, 趙爾豊からニャロン頭人への示諭; 同書933, 0819, 宣統3年4月初9日, 趙爾豊からニャロン・チキヤブへの札。

は、清朝滅亡後の中国・チベット関係へと引き継がれていく。

5. 清朝の崩壊と境界問題の形成

1911年の辛亥革命の勃発は、東チベットをめぐる政治情勢にとって大きな転機となった。革命に先立つ1911年5月、趙爾豊は東三省総督に任命された兄の趙爾巽に代わり四川総督に就任し、川滇辺務大臣の職を部下の傅嵩焘に委ねた⁷¹⁾。しかし同年、成都において川漢鉄道の国有化に反対する保路運動が勃発し、続く革命の最中、趙爾豊は新軍を率いる尹昌衡に捉えられ殺害された。一方、傅嵩焘は東チベットにおける「西康省」設置の実現に向けて動いていたが⁷²⁾、清朝滅亡によってこの計画は頓挫した。

この時期、ラサでも旧清朝軍に対する攻勢が強まっていた。当時のラサには、成都から派遣された鍾穎率いる四川軍が駐留していたが、チベット側は同年末までにこれを追放することに成功し、続く1913年1月には、1910年以来インドに亡命していたダライラマ十三世がラサへと帰還を果たした。そして、臨時大統領袁世凱による中華民国への参加の呼びかけを拒絶して、チベットの「独立宣言」を布告するに至るのである(Shakabpa 1967: 246-249; 日高俊 2008: 50-55)。

また、革命にともない東チベットにおける中国側の支配権は後退し、清末に改土帰流を受けた首長の一部は自己の勢力を復活させた。こうした中、四川都督となった尹昌衡は趙爾豊の征服地を失うことに危機感を募らせ、1912年夏、自ら軍を率いて旧土司地域を席卷し、チャムドに向けて進軍した(馮 1997: 277-289)。

一方のイギリスは、中国の影響力がチベットにて再度拡大することを懸念し、同年8月、

袁世凱に対して尹昌衡の進軍を止めるよう強く抗議した。袁世凱は中華民国に対する列強の承認・支持を得る必要からこの抗議を受け入れ、尹昌衡に進軍停止を命じていく。その後イギリスは、チベットの政治的地位を定めるための交渉を自らが仲介して行なうことを中・蔵双方に提案し、結果、1913年10月にインドのシムラにおいて三者会議が開かれた。会議の中で、チベット側全権代表シェーダ・ベンジョル・ドルジェは、チベット「独立」の実現及びチベット人居住地域一帯の領域的統合を目指したが、これに対して中国全権代表陳胎範は、チベットを中国の主権下に編入すること、そして趙爾豊の征服領域の西端とされるギャムダをチベットとの境界とすることなどを主張しており、両者の意見の懸隔は甚だしかった(図版1)。

こうした中で、英国全権代表ヘンリ・マクマホンの主導により、境界画定交渉は会議の中心的議題として俎上に載せられた。そして、1914年1月12日に開かれた第三次正式会議において、両全権代表は自らが排他的領有権を有する地域を、個別・具体的な地名をあげつつ主張しあった。この時チベット側はすでに会議開催前において、チベット代表の顧問チャールズ・ベルより事前のアドバイスをを受け、その主張する領域内においてダライラマ政権が過去にいかに実効性のある統治を展開していたのかを証明するための準備を周到に行なっており、会議の場に、中国側の提出した量を遙かに上回る数の資料を提出した(Lamb 1966: 493; Bell 1997: 152-153)。そして、とりわけ東チベットの旧土司地域に関しては、そうした資料を引用しつつ、2月14日、かつて直轄領であったニャロンの他、デゲを含むニャロン北部周辺地域に対する領有権を以下のように説明した。

71) 『辺務』931, 0816, 宣統3年4月初6日, 趙爾豊から軍機処への電。

72) 『辺務』1032-1035, 0934, 宣統3年閏6月16日, 傅嵩焘上奏。

ホル地方のコンサル、ベリ、マスル、テウォ、ダンゴ、そしてトンコルに関して言えば、古の石碑（唐蕃会盟碑）によって画定された〔吐蕃一唐の〕境界以内に組み込まれているのみならず、ニャロンの首領ゴンポ・ナムギェルと彼の息子達が、これらの地域の全住民の財産を掠奪し国を奪い去ったのである。チベット政府は、何年もの時間絶えることなく生命と資金を犠牲にしたそれらの損害を修復するために莫大な費用を投入し、そしてついに、そのゴンポ・ナムギェルの侵略的な手から全てを奪うことに成功したのである。チベット政府は、これら全地域をニャロンと同様にチベット政府の直接支配及び統治のもとに従属させていたのかどうかについて、十分に根拠を示すことができるのだ。……彼らのうちのいくつかは毎年ニャロン総督（ニャロン・チキヤブ）のもとへ軍隊を提供しなければならず、その他は物資の供給と軍費を支払った。……なおそれに加えて、彼らはニャロン・チキヤブが命令した時には、彼が彼等からこれらを要求しなければならぬ時はいつでも、武装した徴集兵同様に駄馬を提供しなければならなかった。……このように、彼らが事実上チベットの一部であることを証明しうるのである⁷³⁾。

シェーダは、19世紀中葉以降、歴代のニャ

ロン・チキヤブが土司地域の北部一帯に有していた人的・物的資源徴発の各権限を、領有権の主要な根拠として掲げている。本稿で議論したように、土司地域では清朝とダライラマ政権の影響力が相互に重なり合う状況が存在しており、当時はニャロン・チキヤブも各首長に対する支配を排他的関係として主張していたわけではなかった。しかし、国際会議の舞台においてチベットの勢力範囲の明確化を求められたチベットは、過去の実効支配の事実を、中国側と対峙する東チベットにおける自己の正当な領有権を証明する根拠として解釈していった⁷⁴⁾。

無論、上記史料中での吐蕃時代における境界についての言及は、古くからの領土観の連続性、それにもとづく領土の再定義を印象づけるものである。しかし、チベット代表が、そうした観念をさらに具体的かつ説得性をもつ形で補完するうえで、直近の19世紀～20世紀初頭にかけての東チベット支配の実績が重要な意味をもったことは間違いない。その後シムラ会議は、境界画定交渉で双方が折り合いを付けることができず、最終的に中国代表の条約調印拒否という形で決裂する。だが、その過程でチベット代表が会議の終盤まで譲歩を拒んだ地域は、まさにこのニャロン・チキヤブを通じて支配を展開した地域であった。会議の後、東チベットの境界問題は20世紀前半の中国・チベット関係を

73) With regard to Horkog, Khangsar, Biri, Mazur, Trewo, Draggio, and Tong-kohr as stated before are not only within the boundary marked by the old stone pillar, but Niarong Gonpu Namgyal and his son had plundered the property and taken away the States of all people of these places. The Tibetan Government had at great cost to redress their wrongs, sacrificing lives and money without stinting many years, and at last succeeded in wresting back the whole from the usurping hands of Gonpu Namgyal. The Tibet Government would have been quite justified if they had kept the whole under its direct control and administration just like Niarong. Some of them have to send troops to the Niarong garrison annually, others contribute sulies and pay for the troops. Besides the above, they contribute transport ponies when the Niarong Chi-kyab orders as well as armed conscripts whenever he has to call for such from them. Thus it will be proved that they are actually parts of Tibet. IOR.MSS.Eur.F80/189: 15-16.

74) また日高俊は、アラシャン・ホシュート部の事例をもとに、当時のダライラマ政権にダライラマと地方勢力との「施主一応供僧」関係を援用しつつチベットの領土範囲の明確化を進めていく動きがあったことを指摘している（日高 2008: 55）。

揺るがす一大焦点としての位置を占めることとなり、チベット軍と四川・西康の「軍閥」との間には断続的に紛争が発生する。そしてその過程で、チベット軍が攻略の重要な目標とした地域はやはりニャロンだったのであり (Mcgranahan 2003: 282)、過去のニャロンを通じた東チベット支配が、その後のチベット側の領土観に影響を与え、境界紛争中における軍事行動を規定していたことが窺えるのである。

おわりに

以上のように本稿では、19世紀中葉に出現した東チベットにおけるダライラマ政権による支配体制とその変容過程を取り上げて、清朝崩壊後における中蔵境界問題の歴史的背景を考察した。

清代に四川省内に編入された東チベットの土司地域一帯では、中央一地方の大小寺院のネットワークを利用したダライラマ政権の宗教管理権と、土司制度による清朝の間接統治という、東西の二大政権の影響力が重なり合う状況のもと、チベット系各首長・寺院の僧俗相互の補完関係を基礎とする複合的な政治構造が存在していた。両政権による集権的支配が必ずしも及ばない中で、在地の有力者は自立的な権力基盤を維持しつつ割拠することが可能であった。

しかしこうした状況は、1865年のチベット軍によるニャロン地方制圧、続く清朝によるニャロン地方のダライラマ政権に対する「賞給」という事態により大きく変容する。東チベット支配の機会を得たダライラマ政権は、清朝が公認したニャロン地方の領有のみにとどまらず、清朝から土司として遇されていた多くの首長をも、派遣官僚であるニャロン・チキャブの支配下にいち早く組み込み、各首長に対する人的・物的資源の徴発や紛争調停に関わる広範な権限を掌握したのである。

このダライラマ政権の東チベット支配は、隣接する英領インドとの緊張のもとで当時の政権が直面していた軍事的・財政的課題を背景として展開した。ただしダライラマ政権は、清朝側の土司制度の枠組みを否定して各首長との間に排他的関係を構築したのではなく、むしろ、東チベットにおける確固たる清朝統治権力の不在という状況の中で、ニャロン・チキャブによる実質的な支配を拡大・浸透させてゆくことを目指していた。これにより当該地域一帯においては、土司制度を媒介とした清朝によるゆるやかな支配と、ニャロンを拠点としたダライラマ政権による比較の実効性の高い支配が緊張を伴いつつ併存するという状況が形成された。各首長はこうした複数の上位権力との関係において、依存・対抗の行動を使い分けつつ適応し、自己の権益維持・拡大を目指したため、在地の帰属関係は流動化が進んだ。

このような東チベットにおける政治状況の重大な変化にもかかわらず、当初、清朝側はニャロン・チキャブの各首長に対する支配をほとんど認知してはいなかった。その後、現地で多発する紛糾の処理過程で、清朝は次第にニャロン・チキャブの支配体制の実態に気づき始めるものの、当時のチベットをめぐる国際情勢の緊張化の中でダライラマ政権との摩擦の回避を優先した清朝は、ニャロン・チキャブの支配体制の既成事実を追認するという妥協的対応に終始せざるをえなかった。

しかし、20世紀初頭、英領インドからの戦略的脅威に対する自覚と清末新政の始動を背景に、清朝がチベットにおける支配権の確立・強化へと乗り出すなか、東チベット改革を委ねられた川滇辺務大臣趙爾豊はニャロン・チキャブの支配体制解体を試みていく。趙爾豊は、土司制度による清朝の各首長に対する支配のみを単一の正当な関係とする立場から、ニャロン・チキャブと各首長との統属関係を切り崩すことを試みる。これに対して、ニャロン・チキャブは、各首長のダライラマ

政権に対する主体的な報恩及びダライラマへの宗教的帰依という論理によって、その東チベット支配の根拠を主張した。つまり、東チベット支配の正当な権限が中国・チベットのどちらに帰するものであるのかという根源的な問題は、すでに清朝崩壊前においてその萌芽が顕在化しつつあったのである。こうした中で最終的に趙爾豊がニャロンの接收を強行したことは、ダライラマ政権との間で東チベット支配をめぐる対立を深刻化させ、それは後のシムラ会議へと継承されていく。

これまで、辛亥革命後の中国・チベット間の境界問題は20世紀前半の政治外交史・国際関係史を中心に議論される傾向にあった。しかし、以上で論証したように、シムラ会議における中国・チベット双方による独占的・排他的性格を有する領有権の主張とは対照的に、東チベットにおける現実の歴史過程においては、各首長との相互作用の中で両政権の支配の吸引力が複雑に交錯していた。そして、このようなかつて両者の境界地帯で形成されていた独自特殊な関係性は、その後の中国・チベット双方の領域国家形成へ向けた動きの中で圧倒され、国際会議の舞台において、政治的境界線内部の均質的統治を志向する近代的な領域観念によって解釈されていく。すなわち、本稿で具体的に明らかにした19世紀後半のダライラマ政権の東チベットにおける支配体制の構築とその展開、20世紀初頭の清朝による解体・再編という事態は、清朝崩壊後の中国・チベット間の境界問題を解決困難なものにした、現実的かつ重大な要因の一つとみなすことができるのである。

しかし、この境界問題形成の背景には考察すべき課題が多く残されている。まずは、シムラ会議で顕在化した中国・チベット双方の主張する境界線の甚だしい懸隔を理解するために、本稿で論じたような現地の支配関係の実態に加え、東チベットをめぐる両者の領域認識の歴史的推移を跡づけなければならない。さらに、清朝とダライラマ政権が東チ

ベットの各首長達と取り結んでいた関係が境界問題の論争において重要な意味をもったことを考慮した場合、本稿では必ずしも取り上げられなかった東チベットの政治構造の地域的偏差や各首長それぞれの対応などに留意しつつ、個別の事例研究を行う必要がある。それゆえ、19世紀後半以来、両政権からの度重なる介入・影響を受けたデゲ・ギェルポなどを取り上げて議論してみたい。以上はすべて今後の課題である。

文 献 一 覧

●チベット語史料●

DL13=byams pa tshul khirms, *thar bcas srid zhi'i gtsug rgyan gong sa rgyal ba'i dbang po bka' drin mtshungs med sku phreng bcu gsum pa chen po'i rnam par thar pa rgya mtsho lta bu las mdo tsam brjod pa ngo mtshar* (『ダライラマ13世伝』) In *The Collected works of Dalai Lama XIII*. vol. 7, (Śata-pitaka Series vol. 288). New Delhi: International Academy of Indian Culture, 1982.

「衙門檔」=「川滇辺務大臣衙門檔案」四川省檔案館所蔵（マイクロフィルム）。

●漢語史料●

1. 文書史料

「衙門檔」=「川滇辺務大臣衙門檔案」四川省檔案館所蔵（マイクロフィルム）。

『宮中檔光緒朝奏摺』故宮文獻編輯委員會編（国立故宮博物院，1974）。

「光緒朝軍機處漢文錄副奏摺：民族事務類」中国第一歴史檔案館所蔵（マイクロフィルム）。

『光緒朝硃批奏摺』中国第一歴史檔案館編（中華書局，1996）。

『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』中国第一歴史檔案館編（江蘇古籍出版社，1989）。

2. 編纂史料

『籌瞻奏稿』鹿傳霖撰，光緒26年。

→吳豊培整理，張羽新輯注，西藏学漢文文献彙刻第二輯（全国図書館縮微複製中心，1992）。

『大清德宗景皇帝實録』→華文書局，1970。

『大清穆宗毅皇帝實録』→華文書局，1964。

『清代藏事奏牘』吳豊培編（中国藏学研究中心，1994）。

『辺務』=『清末川滇辺務檔案史料』四川民族研究所編（中華書局，1989）。

『清季外交史料』王彦威等編→沈雲龍主編，近代中国史料叢刊三編第二輯（文海出版社，1986）。

『四川通志』常明等纂修，嘉慶21年→華文書局，1967。

『丁文誠公遺集』羅文彬編
→沈雲龍主編，近代中国史料叢刊第八輯（文海出版社，1968）『丁文誠公（寶楨）遺集』。

◎歐文史料◎

FO=Foreign Office Records（イギリス外務省文書，National Archives, London），FO535/13。

IOR=India Office Records（インド省関係文書，Asia, Pacific and Africa Collections, British Library, London）。

IOR.MSS.Eur.F80/177。

IOR.MSS.Eur.F80/189。

Boundary Question=The Boundary Question between China and Tibet: A Valuable Record of the Tripartite Conference between China, Britain and Tibet, Held in India, 1913-1914, Pekin, 1940（『蔵辺画界紀——民国二・三年中英蔵三方会議要録』）。

◎参考文献◎

坂野正高 1973.『近代中国政治外交史——ヴェスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会。

Bell, Sir Charles. 1997. *Tibet: Past and Present*, Delhi: Low Price Publications.

查 騫編 1918.『辺蔵風土記』→中国蔵学史料叢刊第一輯，中国蔵学出版社，1995。

陳 一石 1986a.「清代瞻对事件在藏族地区的歷史地位与影響（2）」『西藏研究』2: 47-54。

——— 1986b.「清代瞻对事件在藏族地区的歷史地位与影響（3）」『西藏研究』3: 40-50。

Coleman, William. 2002. “The Uprising at Batang.” *Khams pa Histories, Visions of Place and Authority* (Epstein, L, ed.), Leiden: Brill, 31-56.

丹珠昂奔等編 2003.『藏族大辭典』甘肅人民出版社。

Ho, David Dahpon. 2008. “The Men Who Would Not Be Amban and the One Who Would: Four Frontline Officials and Qing Tibet Policy, 1905-1911.” *Modern China*, 34: 210-246.

得榮・澤仁鄧珠 1998.『藏族通史：吉祥宝瓶』私家版。

丁文江他編 1934.『中華民国新地図』申報館。

多傑才旦編 2005.『西藏封建農奴制社会形態』中国蔵学出版社。

馮 明珠 1996.『近代中英西藏交渉与川蔵辺情——從廓爾喀之役到華盛頓會議』国立故宮博物院。

Goldstein, Melvyn C. 1968. “An Anthropological Study of the Tibetan Political System.” Ph.

D. diss., University of Washington, UMI.

箱田恵子 2005.「中英「ピルマ・チベット協定」（1886年）の背景——清末中国外交の性格をめぐる一考察」『史林』88(2): 233-258。

日高 俊 2008.「民国成立期（1912-13）中国とダライ・ラマ政権——ダライ・ラマ帰還と和平交渉」『中国研究月報』62(8): 48-60。

Hosie, Alexander. 1905. *Report by Mr. A. Hosie, on a Journey to the Eastern Frontier of Tibet*, London: Printed for H. M. Stationary Office, by Harrison and Sons.

小林亮介 2004.「19世紀末、カムの統治をめぐる清朝とダライラマ政庁——四川総督鹿傳霖のニャロン回収案を中心に」『社会文化史学』46: 15-40。

——— 2006a.「「閹蔵僧俗公稟」からみた19世紀末の清朝—チベット関係」平成14-17年度科学研究費補助金（研究代表者：楠木賢道）『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』121-172。

——— 2006b.「清代，東チベットにおける在地有力者の政治行動——清・蔵の境界のチベット系「土司」」『史潮』60: 20-44。

Lamb, Alastair. 1966. *The McMahon Line: A Study in the Relations between India, China and Tibet, 1904-1914*, London: R. & K. Paul.

呂 秋文 1974.『中英西藏交渉始末』台湾商務印書館。

廬 秀璋 2003.『論西姆拉會議』中国蔵学出版社。

廬 雪燕 1994.「趙爾豐經營川邊之研究（1905-1911）」国立政治大学民族研究所修士論文。

馬 青林 2004.『清末川辺蔵区改土帰流考』巴蜀書社。

Mcgranahan, Carole. 2003. “Empire and the Status of Tibet: British, Chinese, and Tibetan Negotiations, 1913-1934.” *The History of Tibet, vol. III* (Alex McKay edited.), London: Routledge Curzon, 267-295.

Mehra, Parshotam. 1974. *The McMahon Line and After: A Study of the Triangular Contest on India's North-eastern Frontier Between Britain, China and Tibet, 1904-1947*, New Delhi: Macmillan.

水野光朗 2000.『チベットの法的地位とシムラ會議（1913年—1914年）』文部省科学研究費・特定領域研究（A）「南アジアの構造変動とネットワーク」。

Petech, Luciano. 1973. *Aristocracy and Government in Tibet 1728-1959*, Roma: Istituto italiano per il Medio ed Estremo Oriente.

Relyea, Scott. 2002. “From Kham to Xikang: The Inside Turned Inside-Out.” *Asia in the World, the World in Asia*; Workshop University of Chicago, Chicago, 29 March.

任 乃強 1933.『西康図経：境域編』新亜細亜

- 学会。
 任 新建 1987. 「論清代的瞻对問題」『四川歴史研究文集』, 賈大泉主編, 四川省社会科学出版社, 158-178.
 ——— 2002. 『四川州縣建置沿革図説』巴蜀書社。
 Rockhill, William Woodville. 1891. *The Land of the Lamas: Notes of a Journey through China, Mongolia, and Tibet*, New York: Century Co.
 Samuel, Geoffrey. 1993. *Civilized Shamans: Buddhism in Tibetan Societies*, Washington DC: Smithsonian Institution Press.
 Schuh, Dieter. 1973. *Untersuchungen zur Geschichte der Tibetischen Kalenderrechnung*, Wiesbaden: F.Steiner.
 Shakabpa, W. D. 1967. *Tibet: A Political History*, New Haven: Yale University Press.
 ——— 1976. *Bod kyi srid don rgyal rabs*, Kalimpong: Tsepal Taikhang.
 Singh, Amar Kaur Jasbir. 1988. *Himalayan Triangle: A Historical Survey of British India's Relations with Tibet, Sikkim and Bhutan 1765-1950*, London: British Library.
 Smith, Warren. 1997. *Tibetan Nation: A History of Tibetan Nationalism and Sino-Tibetan Relation*, Boulder: Westview Press.
 Teichman, Eric. 1922. *Travels of a Consular Officer in Eastern Tibet: Together with a History of the Relations between China, Tibet and India*, London: Cambridge at the University Press.
 手塚利彰 1999. 「グシハン一族の属領と統属関係」『立命館東洋史学』22: 41-76.
 Tsering, Thashi. 1985. “Nyag-rong mgon-po rnam-rgyal: A 19th Century Khams-pa Warrior.” *Sounding in the Tibetan Civilization* (B. N. Aziz and M. Kapstein, eds.), New Delhi: Manohar, 196-214.
 Van Walt, Michael C. 1985. “Whose Game?: Records of the India Office Concerning Events Leading up to the Simla Conference.” *Sounding in the Tibetan Civilization* (B.N. Aziz and M. Kapstein, eds.), New Delhi: Manohar, 215-230.
 Wang Xiuyu. 2006. “China’s Last Imperial Frontier: Statecraft and Locality in Qing Kham Tibet, 1890-1911.” Ph. D. diss., University of Carnegie Mellon. UMI.
 吳 吉遠 1995. 「川藏貿易重鎮——清代打箭炉城的産生和發展」『西藏研究』2: 27-36.
 張 秋雲 1994. 「清代嘉道咸同四朝の瞻对之乱——瞻对賞蔵の由来」『中央研究院近代史研究所集刊』22: 397-421.
 ——— 1999. 「清季鹿傳霖力主收回瞻对始末」『中央研究院近代史研究所集刊』29: 1-45.
 ——— 2005. 『趙爾豊与瞻对改流』蒙藏委員会。

〔追記〕

本稿脱稿後, shes rab 'od ser. 1980. *lcags mdud mgon po rnam rgyal gyi lo rgyus* (『チャンドゥ・ゴンボ・ナムゲル史』) を入手し, 本稿第二章の議論にも関わる有益な情報を含むことを確認した。しかし本稿では, 時間的制約に加え, この伝記の編纂経緯などを含めいくつかの重要な課題が未検討であることも考慮し, 参照を見合わせた。

原稿受理日—2008年10月3日